

公共放送と受信料制度の在り方に関する とりまとめ（案）

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会

目次

第1章 検討の経緯.....	1
第2章 受信料を巡る概況.....	2
第3章 受信料の適正負担.....	4
1. 繰越剰余金の受信料への還元.....	4
2. 中間持株会社制の導入.....	6
第4章 受信料の公平負担.....	8
第5章 NHKと民間放送事業者との連携.....	12
第6章 その他.....	14
1. インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方.....	14
第7章 今後の進め方.....	16
参考資料.....	19

第1章 検討の経緯

公共放送の在り方に関する検討分科会は、2020年4月から開催され、公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中、①NHKの業務・受信料・ガバナンスという三位一体改革のフォローアップや②受信料制度の在り方について、様々な観点から検討することを目的として、検討を行ってきた。

三位一体改革のフォローアップに関しては、2020年6月に「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」としてとりまとめを行ったところである。

他方、受信料制度の在り方については、2020年6月26日の第4回会合以降、諸外国の公共放送の受信料制度について比較検討を行うとともに、NHK及び関係団体へのヒアリングにより示された制度改正等に関する要望事項も踏まえ、検討を進めてきた。

具体的な要望事項としては、NHKから、

- ①受信料還元に関する科目の設置
- ②中間持株会社の設置
- ③受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定
- ④未契約者氏名等（居住者情報）照会

の4項目が示された。

本文書では、主にこれらの要望に関するものを中心に、受信料制度の諸課題について、今後の方向性をとりまとめたものである。

第2章 受信料を巡る概況

(1) 受信料制度の概要

NHKは、放送法に基づき、あまねく日本全国において受信できる豊かで良い放送番組による国内基幹放送等を行うことを目的として設立された特殊法人であり、その事業運営の財源は、テレビ(受信設備)を設置し、受信契約を締結した者が支払う受信料から賄われることとされている。

受信料の額は、国会がNHKの収支予算を承認することによって定まることとされている¹。

(2) 受信料の体系及び水準

受信料の体系については、NHKの放送受信規約において総合テレビ及びEテレなどの地上波を受信できる者を対象とする地上契約(月額1,225円²)と、地上波とBS1及びBSプレミアムなどの衛星波を受信できる者を対象とする衛星契約(月額2,170円)とが設けられている。

受信料額は、衛星契約では、英独仏韓などと比べ、最も高い水準となっており、受信料の年間収入額も2019年度は7,115億円となっており、全世界帯・事業所を対象としているドイツに次ぐ高い水準となっている。

なお、衛星契約の受信料額のうち衛星付加受信料は、1989年度の衛星放送導入時の930円(税込)が、2020年10月現在で945円(税込)となっている。

(3) 受信料契約の状況

受信契約³は2019年度末には4,212万件(うち衛星契約は2,224万件)

¹ 放送法が、NHKに、他人の営業に関する広告放送を禁止し、財源を受信料により賄うこととしている点については、2017年の最高裁判所の判決(受信契約締結承諾等請求事件最判平成29年12月6日民集第71巻第10号1817頁)において、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が及ぶことのないようにし、NHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることにより、受信設備の設置者全体により支えられる事業体であるべきことを示すものであるとされている。

² 受信料額については、口座・クレジット支払の場合の額を記載している。

³ 受信契約の件数については、全額免除対象を除く件数を記載している。

に達し、受信料の支払率⁴は 2009 年度には 70%であったところ、未契約者への民事訴訟の提起や 2017 年の最高裁判所判決等もあり、2019 年度には 83%と近年改善傾向にある。

衛星契約数は 2009 年度末には 1,456 万件であったところ、2019 年度末には 2,224 万件と増加している。

(4) 営業経費の状況

受信設備の設置者が契約を締結した上で、受信料を支払うこととされている我が国の受信料制度の下、受信契約の締結には、訪問等により、転居の有無や受信設備の設置等を確認する必要がある。

2019 年度には営業経費として 759 億円が支出されており、うち 305 億円が訪問要員に係る経費となっている。

こうした中、受信料収入に占める営業経費の割合（営業経費率）は、諸外国に比して高止まりしており、2019 年度には 10.6%となっている。

(5) インターネット活用業務の状況

NHKの放送番組等のインターネット配信等の業務は、任意業務となっており、その実施に係る基準については、総務大臣の認可が必要となっている。

2020 年 9 月末時点では、受信料で賄われる総合テレビ及びEテレの同時配信及び見逃し番組配信を提供する「NHKプラス」のID登録完了数は約 83 万件、見逃し番組や過去の番組を有料で配信する「NHKオンデマンド」の登録会員数は約 285 万人となっている。

この他、NHKは、民間放送事業者との連携の一環として、民間放送事業者の見逃し番組配信のプラットフォームであるTVerを通じた一部番組の提供などを行っている。

⁴ 支払率は、受信料の公平負担の状況を表すものとしてNHKが算出している指標であり、実際に受信料を支払っている世帯及び事業所契約数を、免除対象等を除く、テレビを設置する世帯数及び事業所の設置場所数の推計で割った数値となっている。

第3章 受信料の適正負担

1. 繰越剰余金の受信料への還元

(1) 現状

NHKの繰越剰余金⁵については、事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続き、2014年度の876億円（事業支出比で13.5%）から2019年度には1,280億円（事業支出比で17.9%）と増加傾向にある⁶。

こうした状況を踏まえ、第10回会合（2020年10月16日）において、NHKから、剰余金を積み立て、「受信料の値下げの原資」を明確化するため、省令改正により、財務諸表において受信料還元に関する科目を新設したいとの要望があった。

(2) 検討

受信料の額が総括原価方式による収支相償の考え方にに基づき算定されることに鑑みれば、適正水準以上の剰余金は、視聴者に還元すべきであり、受信料の引下げによってその適正化を図ることが適当であると考えられる。

また、既存業務の不断の見直しによる経営効率化により、繰越剰余金が蓄積された場合には、国民・視聴者の納得感を得るためにも、受信料の引下げを通じた還元に取り組むことが必要と考えられる。

剰余金の一部を受信料の引下げによる還元目的の積立金とする場合、積立金の勘定科目を設けるだけでなく、受信料の引下げによる還元が確実に実施される仕組みを導入することが必要と考えられる。

なお、安定的な経営の観点から、一定程度の繰越剰余金については、積立金とは別に、留保することも考慮すべきであると考えられる。

(3) 今後の方向性

繰越剰余金を受信料の引下げにより視聴者に還元されるようにするた

⁵NHK単体の放送番組等有料配信業務勘定及び受託業務等勘定を除いた一般勘定においてNHKが「財政安定のための繰越金」としている額を指す。

⁶この他、2012年度から「建設積立金」を計上しており、2019年度末で1,694億円となっている。

め、一定水準を超える剰余金については、還元目的の「積立金」の勘定科目に計上し、次の中期経営計画の期間⁷において受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入することが適当である。

また、安定的な経営の観点から留保が認められる繰越剰余金の水準については、国民・視聴者の意見を踏まえ、明確かつ適正な水準とする必要がある。

この水準の検討にあたっては、

- ア) 繰越剰余金は、1990年から2000年代半ばまで200～600億円で推移していたが、財政上の問題は発生していないこと
- イ) 2011年の東日本大震災後に際して、繰越剰余金の取崩しは行われなかったこと⁸
- ウ) NHKは、放送法に基づき放送設備の建設又は改修の資金の調達のため、経営委員会の議決を経て、放送債券の発行が認められていること⁹

といった事情も考慮する必要がある。

さらに、積立金が蓄積されているにもかかわらず、受信料の引下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明責任を果たすべきである。

あわせて、この制度を有効に機能させ、説明責任を果たせるようにするため、NHKにおいては、予算消化を目的とする不要な支出が生じないように、これまで以上にチェック体制を確保することが必要であり、国会及び政府においてもNHKの予算・決算について十分なチェック機能を果たすことが求められる。

⁷ 放送法に基づき、NHKは、3年以上5年以下の期間ごとに、経営に関する基本的な方向のほか、受信料の体系・水準などについて、中期経営計画を定め、公表することとされている。

⁸ NHKの2011年度決算においては、東日本大震災による影響は、受信料の免除等により41億円の減収、取材等により50億円の支出増となっているものの、一般勘定の事業収支差金は223億円の黒字となっている。

⁹ 放送債券は、2002年を最後に発行されておらず、償還も2010年度に完了している。なお、2012年度決算においては、繰越剰余金は減少しているが、これは渋谷の新放送センターの整備のため、同年度から積立てを開始した建設積立金に583億円を繰入れたことによるもの。

2. 中間持株会社制の導入

(1) 現状

放送法において、NHKの出資については、資金が受信料で賄われていることから、総務大臣の認可が必要となっている。

具体的には、NHKの出資は、業務の遂行に必要な場合に総務大臣の認可を受けて、本来業務又は目的達成業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者等に限定して行うことができるとされている。

また、NHKでは、経営委員会の内部統制議決において、子会社又は関連会社が政令で定める範囲の業務を営むことを原則とすることを定めている。NHKから出資を受けた子会社の数は、2020年4月時点で11社となっている¹⁰。

こうした状況の中、第10回会合（2020年10月16日）において、NHKから、グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向け、中間持株会社の設置を核としたNHKグループ改革を実現可能とする放送法改正に関する要望があった。

(2) 検討

NHKの業務は、委託等を通じ子会社と一体的に実施されていることから、子会社の管理機能を集約し、業務の効率化を行うことは、子会社の支出の抑制等を通じ、ひいてはNHKの業務の効率化につながることを期待される。

NHKの要望に対しては、中間持株会社制導入による効果に関する質問が多く出され、NHKより、合併との比較、役員・人員の削減効果等について説明があった。さらに、階層が増えることによるガバナンスや国民・視聴者に対する透明性への影響にも懸念が示された。

また、ヒアリングに際して、一般社団法人日本民間放送連盟（以下「民放連」という）及び一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会（以下「新聞協会メディア委員会」という）から、中間持株会社制を導入することにより、期待された効果が得られているか継続的にチェックし、ガバナンスの向上につながっていると言いがたい状況が明白になれば、改廃する

¹⁰最近5年間では、2件の出資認可が行われているが、いずれも子会社に対するものではない。

余地も残しておくべきではないか、中間持株会社制の導入に係る経費を回収できるコスト削減効果が不可欠ではないかといった見解が表明された。

なお、現在の放送法におけるNHKの出資の認可は、直接出資を対象としたものとなっており、中間持株会社を設立し、そこから出資を行うことまでを想定したものとなっていない。このため、NHKが中間持株会社を設立する場合、NHKの出資の必要性のチェックによる関連会社等の肥大化防止や業務密接性の確保が間接的なものとなることから、この確保の在り方について制度的担保が必要と考えられる。

(3) 今後の方向性

子会社管理のフォーメーションは、一義的には経営判断に関するものであるが、NHKは特殊法人であることから、中間持株会社制を導入することにより、国民・視聴者に対しても、どのような効果が見込まれるのかを具体的に明らかにする説明責任があるのは当然である。

NHKからは、これらの点について一定の説明は行われたが、現時点では、必ずしも国民・視聴者の観点から、放送法改正を行う理由として十分なものとまでは言えず、NHKにおいては、引き続きその効果を分かりやすく説明を行うことが求められる。

なお、仮に中間持株会社制を導入する場合には、次の2点について留意することが必要である。

① 潜脱的な出資に対する規律

現行の放送法は、NHKの子会社を通じた業務の肥大化を抑止する観点から、上述のとおり直接出資を認可制としており、中間持株会社傘下の子会社についても、NHKの業務に密接に関連するものに限定するなど、中間持株会社を通じて現行の仕組みが潜脱されないよう、制度的な手当を行うことが求められる。

② 事後的な検証

中間持株会社制への移行後、当初NHKが見込んでいた効果が発揮されているか検証を行い、その検証結果を踏まえて、中間持株会社の廃止も含めた必要な措置を講ずることを明らかにしておくことが必要である。

第4章 受信料の公平負担

(1) 現状

NHKにおいては、訪問営業に係る要員に関する経費として2019年度には305億円を要しており、営業経費の高止まりをもたらしている。第10回会合(2020年10月16日)において、NHKから、訪問によらない効率的な営業活動を実現し、未契約者に対する公平負担の徹底と営業経費の大幅削減、訪問を巡るクレーム等の抑止を可能とするため、

① 受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定

② 未契約者氏名等(居住者情報)の照会

をパッケージとした制度改正の要望¹¹があり、これらについて、次のとおり検討を行った。

(2) 検討

① 受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定

受信設備を設置した場合の届出制については、ヒアリングに際して民放連及び新聞協会メディア委員会から、一層のテレビ離れを加速化しておそれがあるとの意見が表明された。

「未届に対する設置推定」については、受信設備の非設置者に対して非設置であることの挙証を求めることになるなど一方的に不利益を与えるおそれがあるといった否定的な意見が多く示された。

② 未契約者氏名等(居住者情報)の照会

居住者情報の照会に関するNHKの要望が、受信設備の設置届出を担保するという実効性があり得るとの指摘があった一方で、

(ア) 初年度で約900万件、2年目以降は300万件とかなりの大規模な個人情報の取得となること

(イ) 現在、制度上同様の照会権限が設けられているのは、行政機関、司法関係機関、特別の機関となっていること

(ウ) 行政機関や司法関係機関に準じた照会権限に基づき取得した個人情報の第三者提供は適切ではなく、NHKが訪問活動を委託する多数の法人等との関係について適切な整理が必要であること

¹¹ 「受信設備の非設置の場合の非設置の届出」については、第10回会合での指摘を受け、第11回会合(2020年11月9日)において、NHKから必要ないものとして取り下げられた。

- (エ) 照会先機関に対して個人情報の第三者提供に係る費用面やリスク面での大きな負担を発生させること
 - (オ) 居住者情報を確認できても、受信設備の設置確認を行う必要性は引き続きあること
- といった多くの問題点が指摘された。

③ 民事上の担保措置としての割増金

受信設備の設置届出等の検討を通じ、これらに代えて、現在の契約に基づく受信料の支払という仕組み（以下「契約制」という。）を維持しつつ¹²、公平負担を徹底する観点から、正当な理由がないにもかかわらず、受信契約の締結に応じない受信設備の設置者に対して、刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金を適用することができることを法律で定めることも考えられるのではないかとの案が示された。

(3) 今後の方向性

① 受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定

受信設備の設置届出制については、すでに受信契約を締結している者や、非設置者を対象とすることは不要かつ不相当と考えられる。

また、「未届に対する設置推定」についても、(2)①に記載の問題点が指摘されたところであり、導入することは適当ではないと考えられる。

一方、受信契約を締結していない受信設備の設置者のみを対象として、設置の届出を促すことは、支払率の向上の観点から一定の意義があると考えられるものの、その実効性を確保する手段について留意する

¹² 民事上の担保措置としての割増金については、現在の契約制では、未契約の段階では債権債務関係が発生せず、割増金を課すことができないという問題があることから、受信機が設置されれば直ちに債権債務関係が発生させ、割増金を課すことができる仕組みに転換するという方策も検討された。

他方、契約制から受信機が設置されれば直ちに債権債務関係が発生させる仕組みへの転換については、2017年最高裁判所判決において、NHKが「受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業者」とであると判示されていることと整合しないのではないかとの指摘もあった。

ことが必要であると考えられる。

② 未契約者氏名等（居住者情報）の照会

居住者情報の照会については、(2)②に記載のとおり、多くの問題点が指摘されたところであり、導入することは適当ではないと考えられる。

③ 民事上の担保措置としての割増金

受信料の支払率が約 83%となっている状況は、83%の契約者が 17%の未契約者の分まで負担しているという不公平が放置されていると捉えることができる。加えて、受信料収入の 1 割を超える営業費用がかけられ、そのうち未契約者対応等のために年間 305 億円が訪問営業に係る要員に関する経費として支出されており、それが契約者の受信料で賄われていることも踏まえれば、公平負担を徹底することは必要不可欠である。

このような観点から、現行の契約制を維持した上で、正当な理由がないにもかかわらず受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみを対象として、刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金を適用することができる旨を法律で定めることは、有力な選択肢であると考えられる。

その際、受信契約を締結していない受信設備の設置者が設置の届出を自ら適切な時期に行った場合には、この割増金の適用対象としないこととすることにより、設置の届出を促し、支払率の向上につなげていくことも考えられる。

なお、こうした仕組みを設ける場合には、NHKは、国民・視聴者に対して周知を行うとともに、引き続き、受信設備設置者の理解を得て契約を締結するよう努める必要があり、例えばワンセグ機能付き携帯電話やチューナー付きカーナビなどについては、十分な配慮が必要と考えられる。

④ 訪問営業活動の注視

NHK及びその委託先法人による訪問営業活動については、女性の単身世帯に深夜に訪問する、訪問員が名前や訪問目的を言わないとい

った声が寄せられている問題が、国会審議¹³でも取り上げられている。

今後、公平負担を徹底する観点から真に有効な制度設計を図るとともに、制度改正後の訪問営業活動の実態についても、行政において注視することが重要であると考えられる。

¹³ 2020年3月17日衆議院総務委員会における國重徹議員質問（第201回国会衆議院総務委員会議事録第10号15頁（20.3.17））

第5章 NHKと民間放送事業者との連携

(1) 現状

放送法は、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」を目的の一つとし、公共放送と民間放送の双方の普及を実現するため、

- ① 地理的な格差が生じないように、NHKに対して、テレビジョン放送等のあまねく普及義務
- ② 民間放送事業者を含む、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者に対して、その放送対象地域におけるあまねく普及努力義務

を課している。

また、NHKの民間放送事業者との連携に関しては、放送法第20条において、

- ① 放送及びその受信に必要な調査研究を行い、その成果をできる限り一般の利用に供すること（第6項）
- ② NHKのインターネット活用業務と同様な民間放送事業者の業務の円滑な実施への協力の努力義務（第14項）

が、それぞれ定められている。

具体的には、NHKは、2020年9月に公表した「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」において、音声認識字幕システムやリアルタイムの手話CGの生成などの研究開発を推進するほか、日本の放送・メディア産業や人材を維持・育成する取組を積極的に支援することとしている。

第8回会合（2020年9月15日）の関係団体ヒアリングにおいて、民放連から、条件不利地域のユニバーサルサービスにつながる放送ネットワークの維持など、放送文化全体の発展のために裨益する受信料の使い方があってしかるべきであるとして、NHKと民間放送事業者との連携に関する要望があった。

(2) 検討

NHKと民間放送事業者との連携について、国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、特に条件不利地域における放送ネットワークの維持・管理のほか技術面などにおいても、NHKと民間放送事業者が協力することについて、制度化しても良いのではないかとの意見が

示された。

(3) 今後の方向性

国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入し、二元体制の下でNHKと民間放送事業者における連携を促進することが適当である。

また、NHKと民間放送事業者との連携の具体化を促すため、適切な協議の場を設けることが望ましい。

第6章 その他

1. インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方

(1) 現状

諸外国の公共放送では、従来のテレビ・ラジオに加え、同時配信サービス等、インターネットを活用した新たな視聴手段を国民に提供し、インターネットを通じた視聴が国民に定着していく中で、視聴実態と整合的となるよう受信料制度を見直すことが課題となってきた。

我が国においても、テレビ世帯保有率は、2010年から2020年の10年間で98.8%から93.8%までに減少している¹⁴。また、各メディアの平均利用時間調査において、10代・20代では、3割超がテレビをリアルタイムで視聴しておらず、平日のインターネット利用時間がテレビ視聴時間を上回っている¹⁵。

このため、これからの受信料制度の在り方については、公共放送の業務の在り方と並行して検討することが必要と考えられる。具体的には、我が国における公共放送がその役割・使命を引き続き果たしていくため、インターネットを活用した業務をどのように位置付け、実施していくべきかについて検討することが必要と考えられる。

(2) 検討

受信料を担う者及びインターネット配信等の在り方については、視聴実態又は視聴環境との整合性があることが適切であると考えられる。この観点から、諸外国の制度を参考に、受信設備を設置した者に加え、インターネット同時配信等を利用可能とする者も受信料を担う者とするイギリス型の「受信設備設置者＋同時配信等サービス利用者」、受信設備の設置の有無にかかわらず、全ての世帯・事業者について受信料を担う者とするドイツ型の「全世帯・事業所に着目した受信料制度」に関して、それぞれ検討を行った。

まず、イギリス型の制度については、インターネット配信等を公共放送の本来業務とし、かつ同時配信等サービス利用者を受信料支払の対象

¹⁴ 内閣府「消費動向調査」

¹⁵ 総務省情報通信政策研究所「平成30年度情報通信メディアの利用時間と情報動向に関する調査」

とすることは、現時点の我が国においては、却ってインターネット配信の利用者の拡大の阻害となるおそれがあると考えられる。

また、ドイツ型の制度については、放送かインターネットかを問わず、国民のほとんどが公共放送を視聴可能な環境又は視聴実態がある状況を待たなければならないと考えられる。

受信料を担う者を受信設備設置者とし、インターネット配信等は目的達成業務（任意業務）とする現行制度は、現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えられる。

（３）今後の方向性

受信料で賄われる同時配信等サービスである「NHKプラス」が2020年4月から本格開始され、民間放送事業者の配信プラットフォームであるTVerをNHKも一部の番組の提供に利用する等の取組みも着手されており、まずは、こうした取組みを通じ、インターネットを通じた視聴拡大を図ることが重要である。

第7章 今後の進め方

総務省においては、第3章から第5章までに示した「今後の方向性」を踏まえ、所要の制度整備等について具体的な検討を進めることが適当である。

また、NHKにおいても、2020年6月の「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」に記されているように、引き続き三位一体改革を自律的に推進していくことが望まれる。

その際、衛星付加受信料の見直しは、受信料の在り方のみならずNHKの業務の在り方の両面にわたり、根幹をなす論点であり、今後の衛星チャンネルの削減時期の明確化等とあわせて、NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、あらためて検討の場を設け、広く議論を行うことが適当である。

參考資料

- 1. 開催要綱21
- 2. 開催状況24
- 3. 受信料を巡る概況に関する資料27
- 4. 受信料の適正負担に関する資料38
 - (1) 繰越剰余金の受信料への還元39
 - (2) 中間持株会社制の導入44
- 5. 受信料の公平負担に関する資料48
- 6. NHKと民間放送事業者との連携に関する資料56
- 7. インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方に関する資料58
- 8. ヒアリング資料61
 - (1) 日本放送協会62
 - (2) 一般社団法人日本民間放送連盟76
 - (3) 一般社団法人日本新聞協会85
 - (4) 一般社団法人衛星放送協会88
 - (5) 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟95

1. 開催要綱

放送を巡る諸課題に関する検討会

「公共放送の在り方に関する検討分科会」 開催要綱

1 背景・目的

公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中、今後、NHK において中期経営計画が策定されることを踏まえ、三位一体改革の具体的なフォローアップや今後の公共放送の在り方を見据えた将来的な受信料制度の在り方について、国民・視聴者からの十分な理解が得られるかといった観点を踏まえた検討など、これからの公共放送の在り方についての検討が必要となっている。

上記を踏まえ、本検討分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下で開催される会合として、通信・放送融合時代における公共放送の在り方について総合的に検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討分科会は、「公共放送の在り方に関する検討分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 三位一体改革のフォローアップ
- (2) 受信料制度の在り方
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本検討分科会の構成員を分科会長が指名し、必要があると認められるときは、オブザーバーを分科会長が指名することができる。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本検討分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本検討分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本検討分科会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「公共放送の在り方に関する検討分科会」 構成員 一覧

(敬称略、分科会長を除き五十音順)

【構成員】

(分科会長)	たがや かずてる 多賀谷 一照	千葉大学名誉教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
	ししど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学経営学部教授
	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学名誉教授
	にしだ りょうすけ 西田 亮介	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授
	はやし しゅうや 林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授

(計9名)

2. 開催状況

放送を巡る諸課題に関する検討会
「公共放送の在り方に関する検討分科会」開催状況

○第1回（令和2年4月17日（金）14:00～）

- (1) 開催要綱の確認等
- (2) 事務局説明
 - ・NHKの三位一体改革に関する論点（案）
 - ・受信料体系の変遷・過去の検討経緯
- (3) 意見交換
- (4) その他

○第2回（令和2年5月22日（金）10:00～）

- (1) 関係者へのヒアリング
 - ・日本放送協会
 - ・日本放送協会経営委員会
 - ・一般社団法人日本民間放送連盟
 - ・一般社団法人日本新聞協会
- (2) 質疑応答
- (3) その他

○第3回（令和2年6月9日（火）15:30～）

- (1) 事務局説明
 - ・NHKにおいて取り組むべき事項（素案）
 - ・受信料制度の在り方に関する論点（素案）
- (2) 意見交換
- (3) その他

○第4回（令和2年6月26日（金）10:00～）

- (1) 三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項について
- (2) 受信料制度の在り方に関する論点について
- (3) 諸外国の公共放送の受信料制度の状況について

○第5回（令和2年7月14日（火）16:00～）

通信・放送融合時代に向けた受信料制度の在り方に関する論点整理

○第6回（令和2年7月30日（木）10:45～）

通信・放送融合時代に向けた受信料制度の在り方に関する論点整理（案）

○第7回（令和2年8月26日（水）13:00～）

- (1) NHKによる中期経営計画（案）の説明
- (2) 受信料制度に関する質問へのNHK回答

○第8回（令和2年9月15日（火）13:30～）

関係団体からのヒアリング

- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・一般社団法人日本新聞協会
- ・一般社団法人衛星放送協会
- ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

○第9回（令和2年9月30日（水）13:00～）

NHKからのヒアリング

○第10回（令和2年10月16日（金）10:00～）

- (1) NHKからのヒアリング
- (2) 公共放送と受信料制度の在り方に関する論点整理（案）

○第11回（令和2年11月9日（月）10:00～）

(1) ヒアリング

- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・一般社団法人日本新聞協会
- ・日本放送協会

(2) 公共放送と受信料制度の在り方に関する論点整理及び検討の方向性（案）

○第12回（令和2年11月20日（金）15:40～）

公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（案）

3. 受信料を巡る概況に関する資料

受信料制度の概要

■ 受信契約の締結義務(放送法第64条)

(受信契約及び受信料)

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(略)

- 2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

<受信料額>

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,225円	7,015円	13,650円
衛星契約	2,170円	12,430円	24,185円

(注)口座・クレジット払の受信料額を記載。また、衛星契約は、地上+衛星の受信料額。

□ 受信料の額は国会が予算を承認することによって定める(放送法第70条第4項)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第70条第4項 第64条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

- 平成18年12月1日から「家族割引」を導入
- 平成20年10月1日から訪問集金を廃止(口座振替等に統一)
- 平成21年2月1日から、2契約目以降の受信料を半額に割り引く「事業所割引」を導入、「家族割引」の対象を拡大
- 平成24年10月1日から地上、衛星契約ともに120円を引下げ
- 平成26年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更
- 令和元年10月1日からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き
- 令和2年10月1日から地上、衛星契約ともに2.5%引下げ

受信料の法制上の位置付け

○ 臨時放送関係法制調査会答申(昭和39年9月)

“国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべき”

○ 内閣法制局長官答弁(昭和55年3月17日 参・予算委)

“公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります”

現行の受信料制度の課題

NHKヒアリング回答

第7回資料7-2 1. 現行の受信料制度の課題

⑧ 今後の衛星付加受信料の在り方については、現時点においてどのような方向で検討しているのか。

衛星付加受信料も含めた受信料制度の在り方については、保有するメディア全体(地上波・衛星波・インターネット)の状況を踏まえて検討すべき課題であると考えている。有識者の専門的な知見などを得ながら、引き続き研究を進めて、NHKとしての考え方を整理してまいりたい。

現行の受信料制度の課題

一般社団法人日本民間放送連盟からの意見

第8回資料8-2-1 「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）に対する意見」 抜粋

- さまざまな動画配信サービスが普及する環境下において、衛星契約を含めた現行の受信料水準は、特に収入の少ない若年層にとっては過重な負担ではないかということです。

一般社団法人日本新聞協会からの意見

第8回資料8-3 「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）に対する意見」 抜粋

- 日本の受信料制度は受信機の設置にひもづいて契約義務が生じるが、支払い義務が明文化されていない影響もあり、受信料を支払わずに視聴する「フリーライダー」の存在や、集合住宅などで契約の意図がないのに衛星放送を受信してしまう「受動受信」などの問題点が指摘されている。
- こうした状況を踏まえつつ、受信料改革＝受信料水準の見直しは、短期と中期に分けて進める必要があると考える。短期的な改革は不公平感の是正、例えば総括原価方式にもかかわらず地上契約とほぼ同額を徴収している衛星契約の見直しである。前述した業務範囲の抜本見直しと併せれば、受信料水準がより低廉になる可能性がある。

一般社団法人衛星放送協会からの意見

第8回資料8-4 一般社団法人衛星放送協会 説明資料 抜粋

- 受信料の検討は、必要と考えるが国民の負担の増加につながらないことが前提と考える。

（第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲）

三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項（令和2年6月）抜粋

第2章 受信料

(1) 受信料の水準と在り方

イ. 課題

受信料の水準は、一層の合理化・効率化に取り組んだ上で必要となる事業規模に見合う形で、適正に算定することが必要であると考えられる。

特に衛星付加受信料の在り方については、NHKが令和2年度中に策定予定の衛星波を現在の4波から3波に整理・削減する案を踏まえつつ、見直しを検討することが必要であると考えられる。その際には、いわゆる「受動受信」問題の影響を考慮することも必要であると考えられる。

また、人口減や若者のテレビ離れや有料の動画配信サービスの成長を含む視聴環境及び視聴形態の変化などを見据えた事業構造の見直しに対応した受信料の体系及び水準の見直しを具体化することについて、検討することも必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

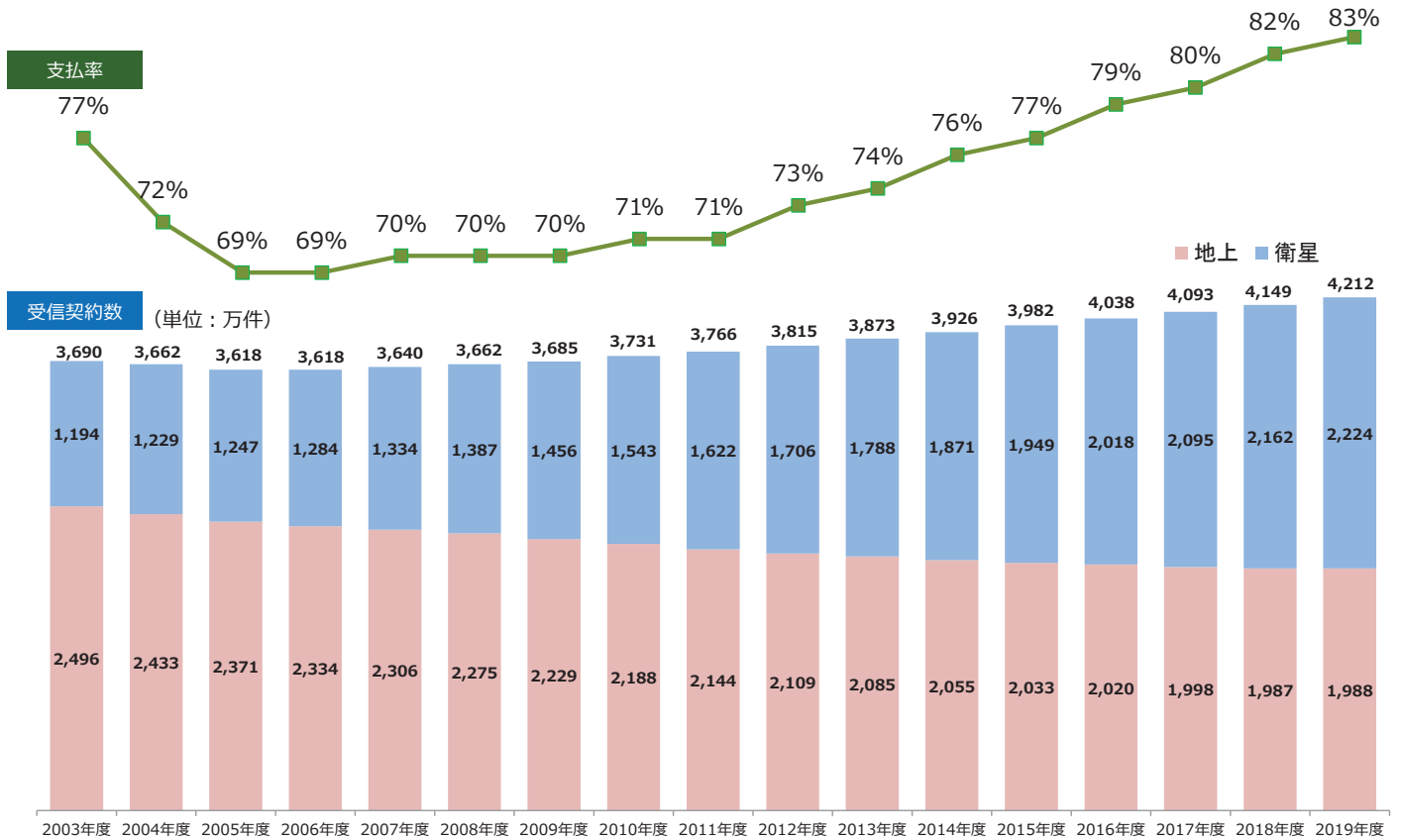
中期経営計画においては、第1章1（2）で述べた必要な事業規模に加え、繰越金の使用見通しを明らかとした上で、受信料の水準及び体系を明らかとすることが期待される。

また、令和2年度中に策定される衛星波の整理・削減に向けた案を踏まえ、削減時期及び方法並びに事業支出の見通しを明らかとしつつ、今後の衛星付加受信料の在り方について、検討することが期待される。

さらには、世帯数の減少やテレビ保有率の低下といった環境変化による将来的な受信料収入への影響について見通しを明らかとし、中長期的な事業構造と受信料の水準及び体系を含む在り方を、経営委員会も含めて前広に具体的な検討をすることが期待される。

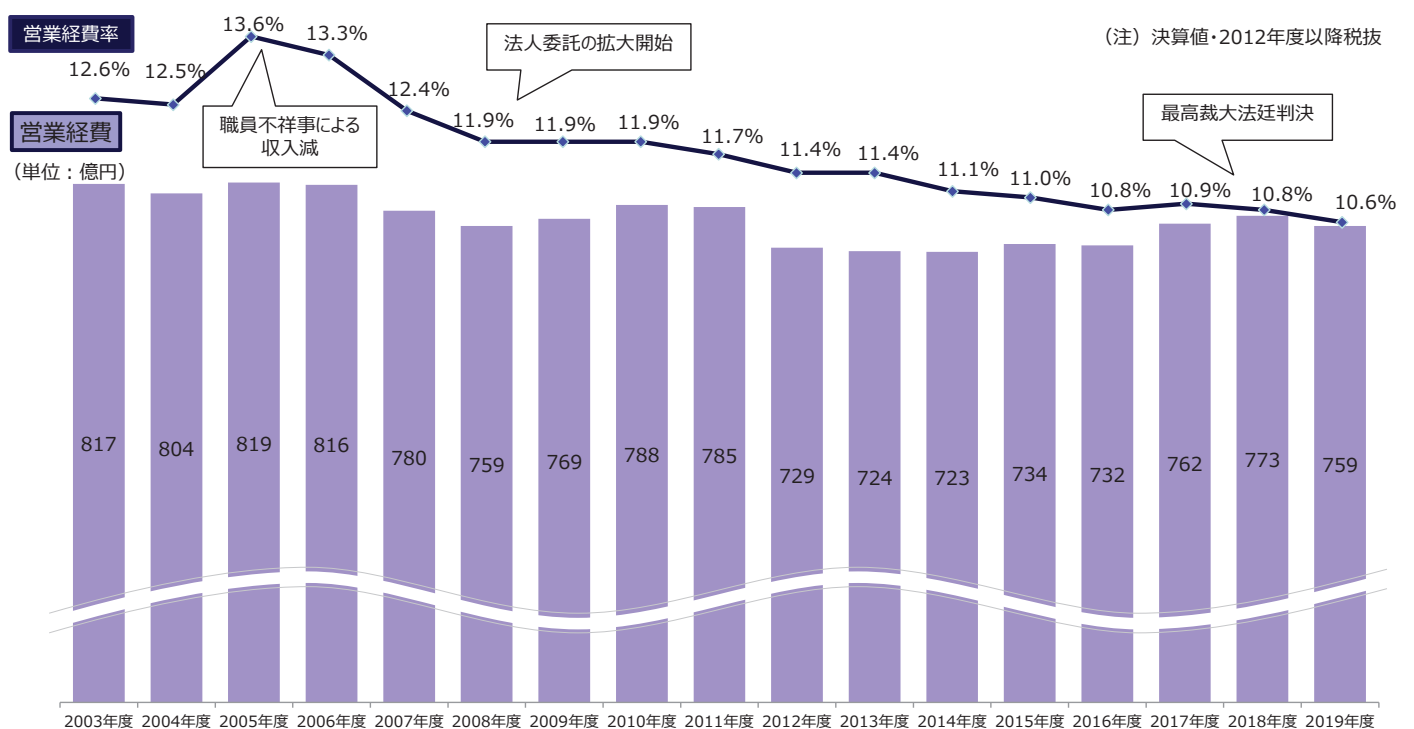
（第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲）

第2回(令和2年5月22日)会合NHK説明資料抜粋 受信料の支払率と受信契約数の推移



(R2.5.2.2 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会資料2-3-1 NHK提出資料より作成)

第2回(令和2年5月22日)会合NHK説明資料 営業経費の推移



(R2.5.2.2 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会資料2-3-1 NHK提出資料より作成)

第2回(令和2年5月22日)会合NHK説明資料抜粋
訪問活動における困難性

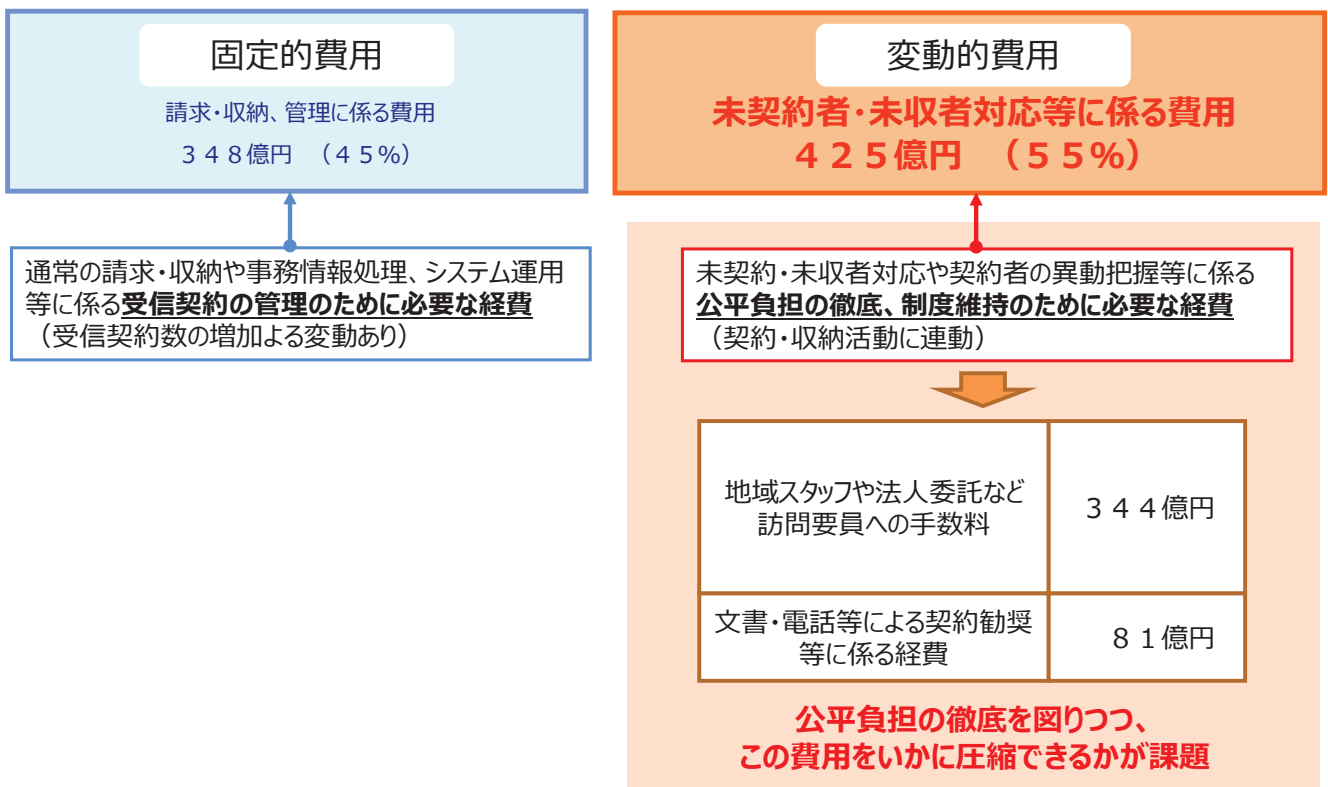
	点検・把握活動	面接活動 (コンタクト)	受信機設置確認	契約・支払いの説得
困難性	把握の困難性 1軒1軒訪問して転居の有無等について確認すること(訪問巡回)が必要	面接の困難性 在宅率の低下、オートロック式共同住宅の増加等を背景に、契約勧奨のために訪問しても、 面接することが困難	確認の困難性 視聴者の申告に基づくテレビ設置(衛星受信機を含む)確認となり、 確実な設置把握が困難	説得の困難性 説明を尽くしても、未視聴等を理由に 受信契約締結に承諾いただけない場合がある
主な制度的背景	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない(住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能)	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない(住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能)	NHKでは受信機設置の有無を知りえない(CASメッセージによる自主的な設置申出は限定的)	NHKでは、強制的な契約・支払いは求められない
2018年度実績値	年間訪問件数 1.4億回	面接率 (面接数/訪問数) 16%		契約率 (取回数*/訪問数) 2%

*新規契約、住所変更、衛星契約への変更、支払再開の合計数

(第2回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料2-3-1再掲)

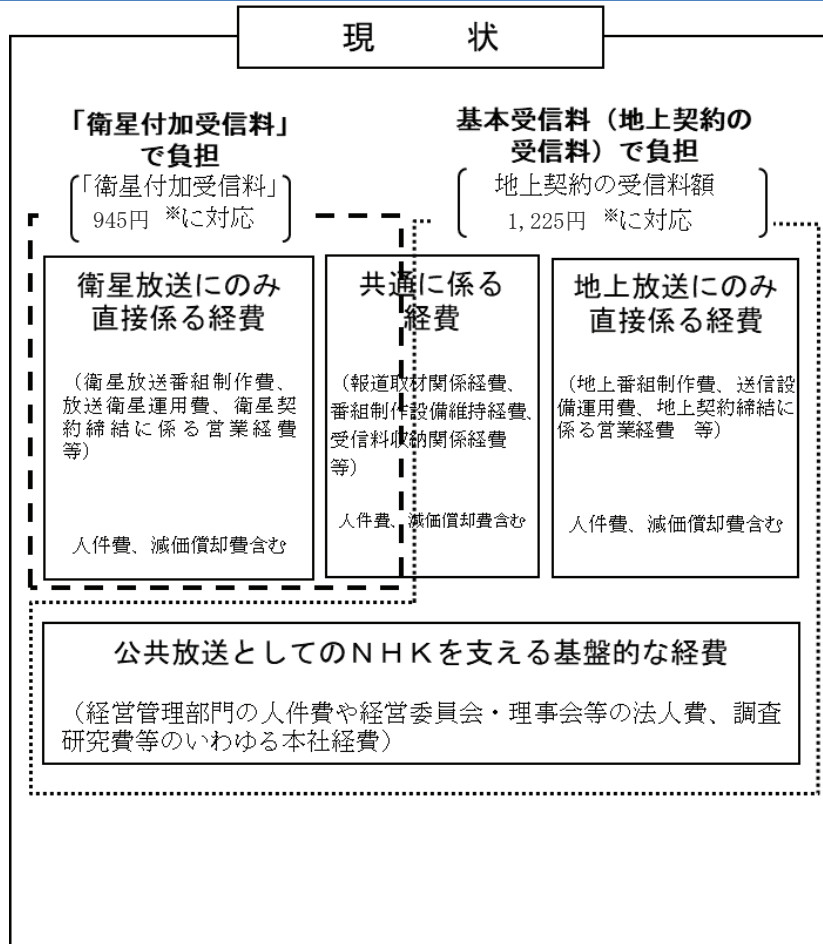
第2回(令和2年5月22日)会合NHK説明資料抜粋
契約・収納活動経費(営業経費)の内訳

※2018年度決算



(第2回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料2-3-1再掲)

衛星放送に係る経費負担の考え方



（第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-2再掲）

衛星放送に係る予算の推移

（単位 億円）

	平成20年度	平成30年度	令和2年度
衛星付加受信料収入	1308.7	1931.9	1954.0
衛星放送の実施に要する経費	1273.2	1894.5	2077.2
国内放送費	851.7	1231.4	1333.3
国内放送番組等配信費	—	—	0.7
契約収納費	148.0	222.7	233.7
受信対策費	2.6	1.7	1.7
広報費	2.3	1.2	1.5
調査研究費	—	0.8	0.7
給与	94.1	200.6	222.9
退職手当・厚生費	37.1	85.7	99.7
共通管理費	0.5	4.5	6.5
減価償却費	116.8	145.9	176.6
収支差額	35.5	3.7	△123.2

（第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-2再掲）

衛星放送に係る経費の費用配賦基準

(単位 億円)

区 分	2年度予算	衛星放送に係る経費	配賦基準	
事業支出	7,354.1	2,077.2		
事業運営費	6,446.1	1,900.6		
国内放送費	3,437.3	1,333.3	衛星放送番組制作費	直課 配賦 ・五輪とW杯権料は受信契約件数比率 ・「大河ドラマ」「連続テレビ小説」の制作費は受信契約件数比率
			報道取材関係経費等	配賦 直課 配賦 ニュース放送時間比率 衛星放送関連資材費 共通経費は番組制作費比率等
			番組資材費等	直課
			衛星放送施設運用費	直課
			放送会館等施設運用費等	配賦 番組制作費比率等
国内放送番組等配信費	105.9	0.6		直課 衛星放送関連
契約収納費	641.9	233.7	衛星契約取次手数料、衛星対策促進費	直課
			契約収納業務運営費等	配賦 口座振替等請求収納費、システム情報処理費は受信契約件数比率等
受信対策費	9.8	1.7		直課 配賦 衛星放送関連 受信相談業務費は受信相談処理件数比率
広報費	66.8	1.4		直課 配賦 衛星放送関連 公共放送広報費は受信契約件数比率
調査研究費	89.3	0.6		直課 衛星放送関連
共通管理費	174.8	6.5		配賦 ・固定資産税の配賦は減価償却費に準ずる ・納付消費税は受信料収入に占める衛星付加受信料相当分の比率
人件費	1,661.7	322.5		配賦 ・番組制作委員は業務実態を踏まえて配賦 ・その他の委員は番組直接費比率等
その他の経費	258.3	-		
減価償却費等	908.0	176.5		
減価償却費	868.0	176.5		直課 配賦 衛星放送専用設備 地上を含めた共通の番組制作・運行設備は番組制作費比率、波数比率等
その他の経費(財務費等)	40.0	-		

(第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-2再掲)

NHK受信料と主な動画配信サービスの水準

サービス	NHK 衛星 受信料	Netflix	NHK 地上 受信料	Hulu	Paravi	F O D プレミアム	TELASA	Amazon プライム ビデオ	YouTube	ABEMA
月額 (税込)	2,170円	1,320円	1,225円	1,026円	1,017円	976円	618円	500円	広告付 無料	広告付 無料
年額 (注)	24,185円	15,840円	13,650円	12,312円	12,204円	11,712円	7,416円	6,000円		
備考	地上契約 含む、 口座・ク レジット 払の受 信料額 を記載。	上記はス タンダード プラン(HD 画質、同 時2アクセ ス) ベーシック プランは 月額880円 (SD画質、 同時1アク セス)、 プレミアム プランは 月額1,980 円(4K画 質、同時4 アクセス)。	口座・ク レジット 払の受信 料額を記 載。			定額の雑 誌、漫画 サービス を含む。		速達配達、 定額の音 楽書籍 サービス を含む。	YouTube プレミアム (月額 1,180円 ～)プラ ンあり。	ABEMA プレミアム (月額 960円)プ ランあり。

(注)年額は月額(税込)に12を乗じた金額。一括払いなどによる割引は考慮していない。

(第2回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料2-4より月額等更新)

NHKヒアリング回答

第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題

- ② テレビ保有世帯の減少や若者のテレビ接触率の低下など、いわゆる「テレビ離れ」が今後更に進展することが予想される中、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」等のインターネットを通じた情報提供等により、NHKにおいてもテレビや公共放送の視聴をしない層にも伝達する努力が必要と考えられる。NHKとして、テレビを現在視聴していないあるいはNHKプラス等を利用していない層が、インターネット上で様々な動画配信サービスがある中で、NHKによるインターネット配信に関心を持つようにするために、インターネット業務の内容をどのようなものとすることが考えられるかについての展望があれば、現在の制度的条件にとらわれず、提示していただきたい。

放送と通信の融合が進む中において、テレビを持たない方に対して、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、NHKが信頼される「情報の社会的基盤」という役割を果たしていく上で、重要な課題だと考えている。メディア環境の変化により、視聴者のコンテンツの視聴方法は多様化しており、時間や場所を選ばずに、最適な形態でサービスを提供するため、TVerも含め、インターネット上のさまざまなプラットフォームを介して、NHKのコンテンツに触れていただける機会を増やしていきたいと考えている。

5Gの普及などによる受信環境の高度化や視聴者のニーズをみながら、インターネット活用業務を視聴者のみなさまに関心を持っていただけるよう、より魅力的なサービスとして充実させていく必要があると考えている。

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

受信料制度の今後の課題

NHKヒアリング回答

第7回資料7-2 2. 通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題

- ⑦ 受信規約においては、受信機を設置した者を契約者として、世帯（「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」）単位ごとに契約を行うものとされているところ、家族の在り方や居住形態は多様化している中で、世帯を徴収単位とすることについて、現在及び将来の課題があると考えているか。

世帯を単位として受信契約のお手続きをいただくことについて、現在の営業活動において大きく課題となるようなことはないと考えているが、例えば、シェアハウスなど同一住居に別生計の方とお住まいの方から受信契約のお手続きをいただく場合には、受信機の設定状況等についてより丁寧に確認、説明するよう努めている。他方、家族のあり方や居住形態、視聴環境等がこれまで以上に早いスピードで多様化していることも承知しており、社会的納得性の高い契約単位のあり方について、実効性のある営業活動が持続的に担保できるかという観点も踏まえ、引き続き検討すべき課題であると認識している。

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

第1章 業務

(3) インターネット活用業務

③ 受信機を持たない視聴希望者等への対応

イ. 課題

受信設備を有しておらず、受信契約を締結する対象とならない者や事業所等について、同時配信や見逃し番組配信の視聴ニーズを踏まえつつ、受信料制度の趣旨や提供に要する費用も勘案した上で、今後の提供の在り方を検討することが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

受信機を持たない者等、現在、「NHKプラス」の提供対象となっていない者への同時配信・見逃し番組配信サービス提供については、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」の普及状況や評価に加え、提供対象となっていない者のニーズについても評価し、十分なニーズが認められると判断される場合には、受信料制度の趣旨や提供に要する費用も勘案した上で、検討することが期待される。

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

中期経営計画(案)(抜粋)

「計画期間中の収支と受信料の考え方」

○収支の見通しについて

(中略)

事業収入は、計画期間の初年度となる2021年度は、2020年度に実施した受信料値下げが通期で影響することに加え、新型コロナウイルス感染症に関する受信料の免除、訪問活動の制限や経済情勢悪化に伴う契約件数の減少等の影響により、2020年度予算比で300億円前後の大幅な減収を想定しています。現時点では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた今後の社会・経済状況を見通すことが難しいため、2022年度と2023年度については、2021年度の水準を維持することを想定しています。

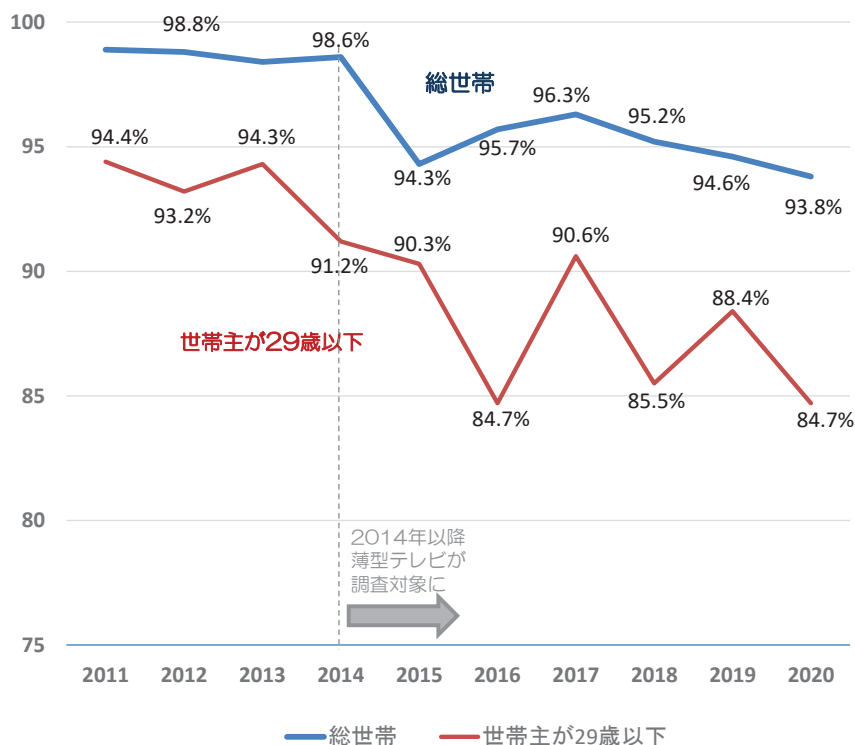
事業支出は、上記の考え方のもと、2022年度までに、2020年度予算比で400億円を超える支出の削減を行って、6,000億円台の規模に抑えます。一方で、「NHKらしい」多様で質の高いコンテンツの制作に充てる経費など、5つのキーフレームに基づく重点投資先にはきちんと投資し、メリハリをつけて対応します。また、新放送センター情報棟の整備や地域の放送会館の建て替えなどは、建設積立資産を充てるとともに、財政安定のための繰越金を充当することにより対応します。

受信料水準は、以上の事業収入と事業支出の考え方にに基づき、現行の料額を維持することとします。より質の高い「NHKらしい」コンテンツをお届けし、「受信料の価値の最大化」を図ります。

テレビ保有率の低下

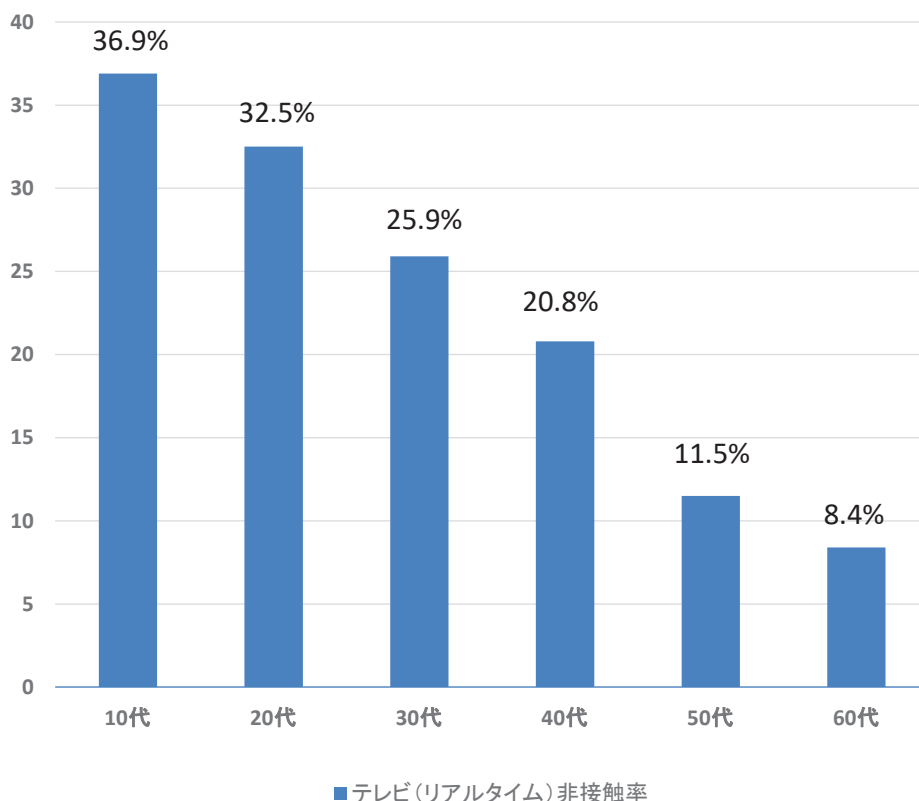
- テレビ世帯保有率は、2009年から2020年の10年間で98.6%から93.8%へ減少。
- 若年層を中心に、テレビ保有率は低下傾向。世帯主が29歳以下の場合84.7%である。

カラーテレビの保有率の推移



(R2.5.2.2 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会資料2-3-1 NHK提出資料より作成)

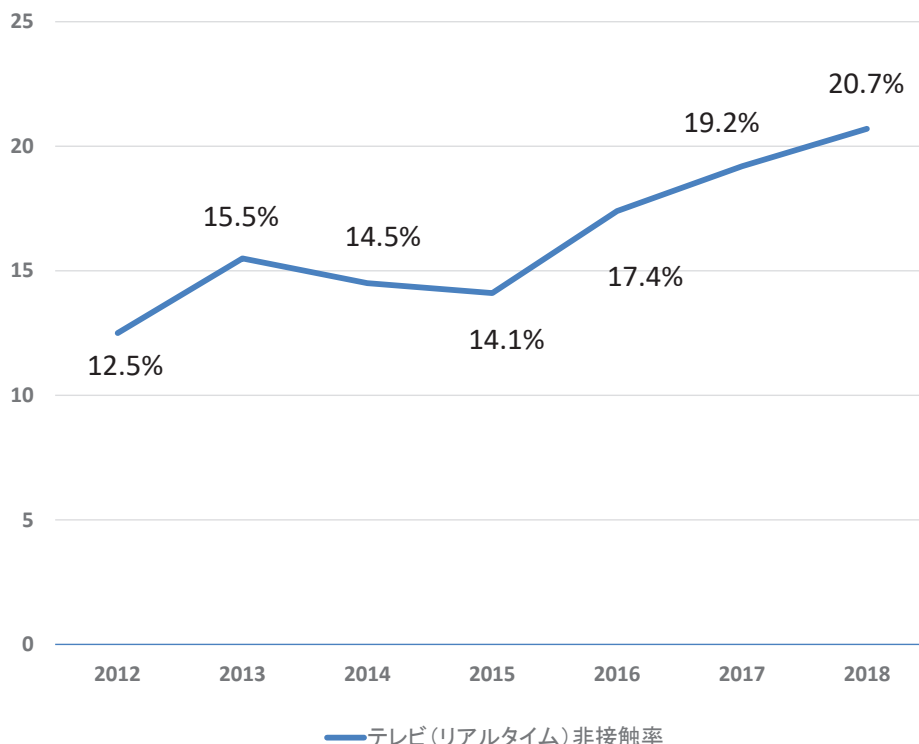
テレビ非接触率の世代別内訳について



※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。
 ※2018年の世代別内訳のデータを基に作成。

(第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-2再掲、
 総務省情報通信政策研究所「平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を基に作成)

テレビ非接触率の経年変化



※非接触率とは、調査日において、テレビのリアルタイム視聴を行っていない人の割合(録画視聴は除く)。

(第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-2再掲、
総務省情報通信政策研究所「平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を基に作成)

放送法(関連規定)

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(業務)

第二十条

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

- 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。
- 二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
- 四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。
- 五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 第二項第二号の業務にあつては、利用者(同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。)の利益を不当に害するものでないこと。

(第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-2再掲)

4. 受信料の適正負担に関する資料

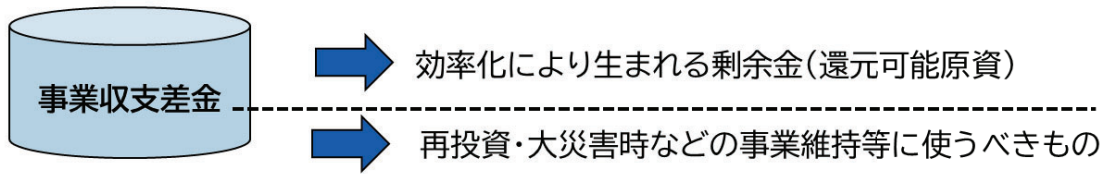
(1) 繰越剰余金の受信料への還元

- 現状、事業収支差金は、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰越している(例:2019年度)

区分	予算額	決算額
事業収入	7,247	7,384
うち受信料	7,032	7,115
事業支出	7,277	7,163
事業収支差金	△ 30	220

➡ 財政安定のための繰越金へ

- 事業収支差金には、財政の安定のために繰り越しているものと、効率化等の経営努力による剰余金として、“還元可能原資”にあてられるもの等が混在している(以下、イメージ図)



⇒【課題】経営効率化による剰余金を、確実に視聴者・国民に還元する仕組みの明確化

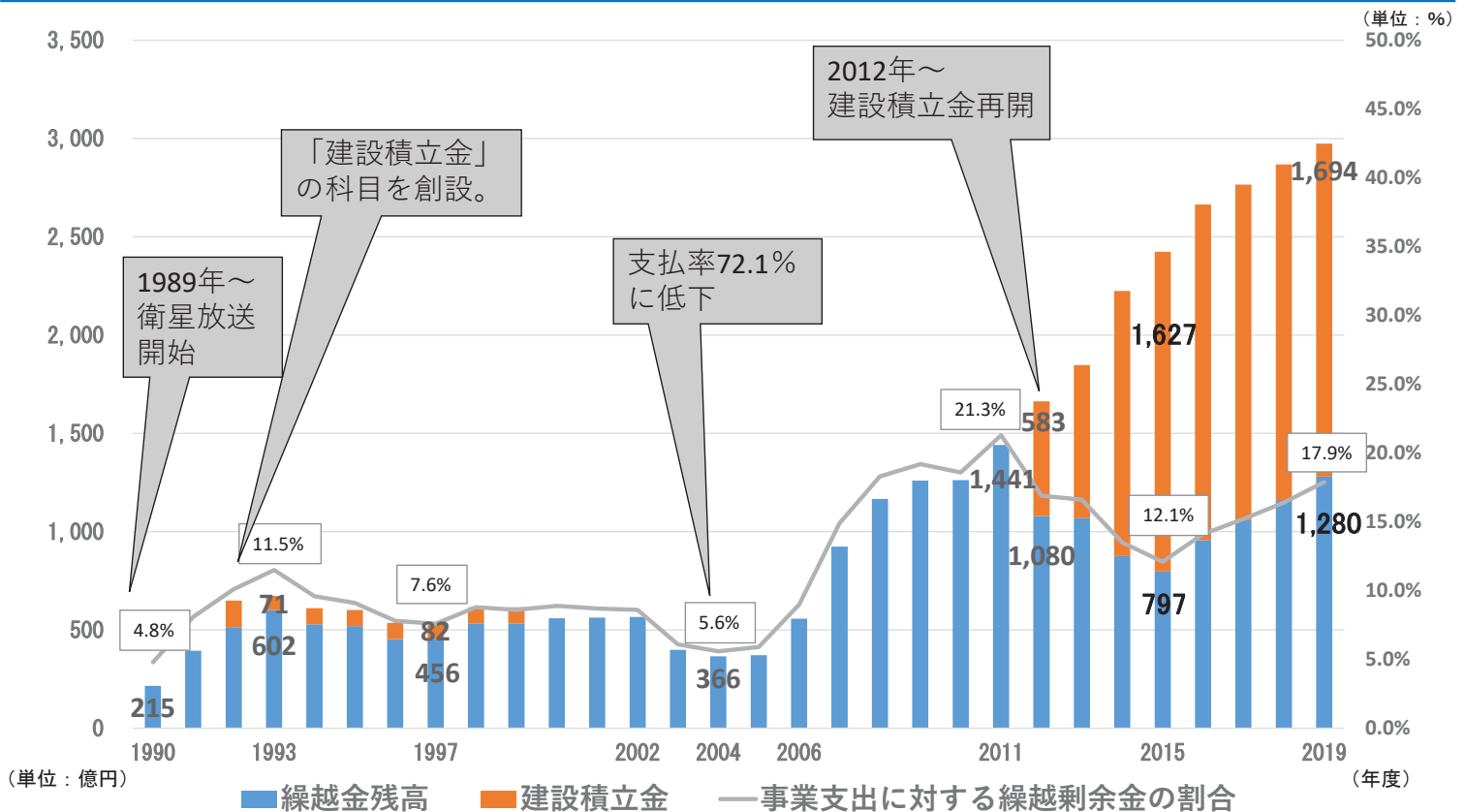
- 経営効率化による剰余金を積み立て、“受信料の値下げの原資”を明確化したい

⇒受信料還元に関する科目を設定して頂きたい

～より透明性を高めるために、このような仕組みで収支を考えてはどうか～

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-1再掲)

NHKの事業支出に対する繰越剰余金の割合推移



※NHK単体の放送番組等有料配信業務勘定及び受託業務等勘定を除いた一般勘定においてNHKが「財政安定のための繰越金」としている額を指す。

(NHK決算資料等に基づき総務省作成)

「総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について(2019.12.8)

- 受信料の値下げを確実に実施し(負担軽減策とあわせて422億円規模、2018年度の受信料収入の6%相当を還元)、支出の見直しを図ることにより、財政安定のための繰越金を適正な水準(欧州連合では公共放送の財源として支出の10%程度とするガイドラインを定めているが、日本の場合はこれに地震等の災害リスクが高いことを追加要素として勘案し設定することが必要)に管理していく。
- 世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。

※1 『「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について』

<https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/191209-01-kentoukekka.pdf>

※2 着色及び下線の各箇所は、第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料による。

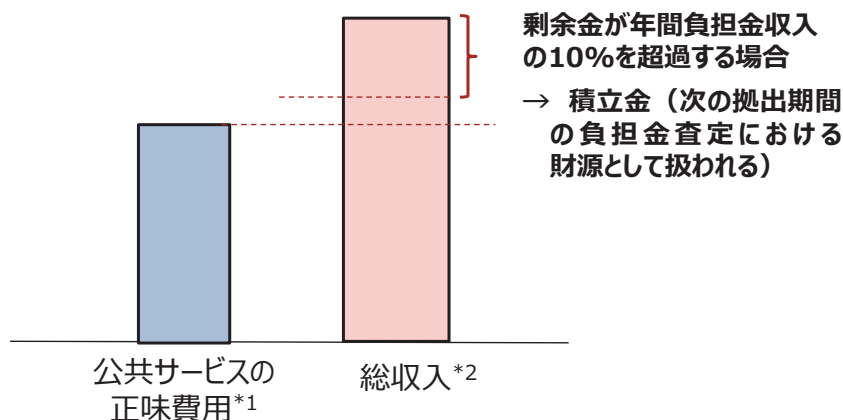
(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

ドイツにおける公共放送の剰余金の規制

- ドイツにおける公共放送負担金の金額は、4年ごとに、公共放送機関が申請した負担金額を、KEF(放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会)が審査し、各州政府に答申される。各州政府が答申に合意しない場合には、明確な理由を示す必要がある。
- 放送財源州間協定において、公共放送の剰余金が負担金収入の10%を超える場合は積み立て、次期の負担金算定の際の財源に充てることが規定されている。

【放送財源州間協定における規定(要点)】

- 総収入が、その使命を果たすために発生した支出の総額を超える場合、超過額を有利子で運用(第1条(4))
- 年間負担金収入の10%を超える場合には、積立金とする(同)
- 拠出期間終了時の剰余金は、次の拠出期間の財源に充当される(第3条(2))



*1 公共サービスを提供するのに必要なコスト(公共サービスに関係しないコストは含まない)

*2 営利サービスやその他の収入も含めた総収入(公共サービス以外の収入も含む)

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

ドイツ KEFの設立及び制度化①

経緯

- 1975年、公共放送の受信料額の値上げ申請を審査し、改定額の答申を出すために、放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が設立された。
- KEFは各州から1名ずつ指名された委員計16名によって構成され、「放送州間協定」に基づき、公共放送の資金需要を調査し、必要な受信料/負担金の水準について算定することを目的とする機関。
- KEFには、必要な受信料/負担金の算定に当たり、①公共放送事業者の機関・組織としての存続を保障すること、②各公共放送事業者の将来の発展を可能とするだけの財源を保障することを義務として課せられている。
- 設立当初、KEFの決定には法的拘束力がなかったことから、各州の首相が受信料額をKEFの答申よりも低い水準にする等、政治利用されることが常態化されていた。これを受け、1994年には、連邦憲法裁判所が、従来の受信料額決定手続について、公共放送の財源決定権を恣意的に濫用し、憲法に基づく公共放送の使命の達成を脅かす危険性ははらんでいるとして、違憲であると判断。（第1次受信料判決）

（第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-3再掲）

ドイツ KEFの設立及び制度化②

経緯

- 1994年の第1次受信料判決を受け、1996年には「放送財源州間協定」が締結され、受信料額の決定プロセスについて、以下のとおり制度化された。
 - ①公共放送機関は、4年間の期間を設定し、各期間の財源需要額をKEFに申請する。
 - ②KEFは、公共放送から申請のあった財源需要額を基に、
 - ・サービス計画が法律上の業務範囲を逸脱していないか
 - ・資金計画が経済的運用と経費削減の原則にかなっているか
 - ・合理化の余地がないか等の観点から審査し、4年間の財源額を確定する。
 - ③財源額に基づき、受信料の値上げの必要性、値上げ額及び時期について答申を行う。
 - ④各州政府は、KEFの答申に基づき合意するか、合意しない場合には、その理由を明確化する。
 - ⑤各州政府は、値上げ額について、批准又は否決する。
- KEFの答申には原則合意することとなっているところ、2005年から2008年までの受信料額について、各州政府が受信料額の値上げ幅を、KEF答申より抑えたことについて、2007年、連邦憲法裁判所は、州首相はKEF答申額を引き下げる必要性について客観的な証明ができておらず、また、メディア政策的意図を受信料額決定に持ち込んだ疑いがあるとして、違憲であると判断。（第2次受信料判決）

（第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-3再掲）

ドイツ 公共放送負担金額の決定方法

■ 放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が、各公共放送事業者から財政需要についての申請を受け、4年毎に出す報告書の中で、各公共放送事業者の**財源需要を算定（需要査定）及び負担金料額の算定**を行う。

需要査定

- 各公共放送事業者が作成する4年ごとの4ヵ年の経営計画及び財政需要額の申告を元に、支出内容を以下の4つに分ける。これらは、過去の実績値があり算定式も用意している。
 - ①プログラム支出（番組調達費）
 - ②番組放送費用（BSやCATVなど）
 - ③人件費（年金を含む）
 - ④物件費（建物の暖房費等）
- 新規の大型投資や新たなサービスを始める時には、新たな算定式を適用する。
- 放送事業者の経営努力による生産性向上も勘案し、最終的な財政需要を導き出す。
- 財政需要決定後も、算定された値と現実の値との差を2年ごとに比較し、需要額を補正する。
- 番組内容など個別のサービス内容の是非ではなく、番組調達費全体のコストが適正に推移しているかを査定する。

受信料額の算定

- 各公共放送機関の負担金の支払い者数や、広告収入やその他収入（番組販売、資本収入等）等の収入規模を勘案し4年間の推移を予測する。（公共放送の適切な広告収入額等について判断することなく、収入の予測算定のみを行う）
- 収入予測を踏まえて負担金料額算定を行う。

（第4回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料4-3再掲）

(2) 中間持株会社制の導入

■ グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向け、**中間持株会社を設置したい**

● **課題**

現在は、受信料による出資先の株主としてのコントロールの色彩が強いが、重複排除・再編等は、グリップをきかせて業務の中身に踏み込む必要がある

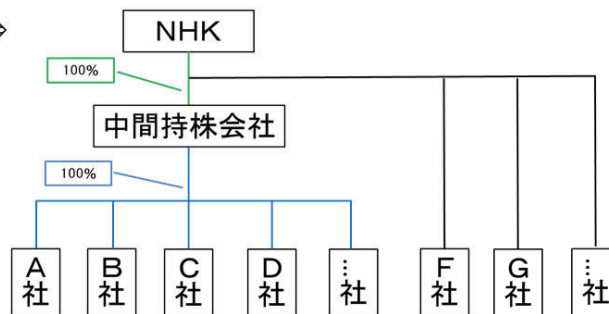
● **対策**

これを、非営利の特殊法人であるNHKの側のみで行うのは困難であるため、子会社の側に一元管理できる「中間持株会社」を置きたい

● **効果**

業務の重複排除、迅速な再配置、子会社役員数の削減や子会社人事権の集約など
 現行でも合理化等は可能だが、持株会社設置で**改革をスピードアップしたい**

検討の基本形(イメージ)⇒



(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-1再掲)

第10回(令和2年10月16日)会合NHK説明資料抜粋(中間持株会社の設置②)

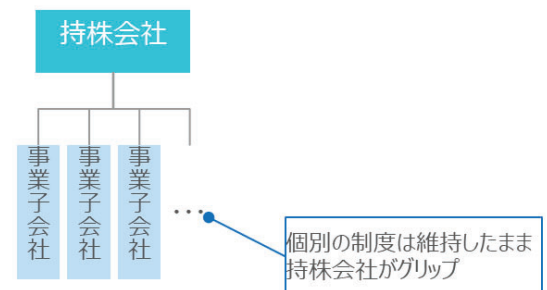
■ **メリット① 組織の迅速な最適化**

● 持株会社傘下に事業子会社を置くことで、俯瞰的な視点から最適な管理軸を判断でき、**迅速な再配置が可能**

⇒環境に合わせて管理軸を柔軟に変更可能(個別合併では、1年以上かかる各種統合手続を迅速化)

● 子会社を個々のまま持株傘下に置くことで、**従来の制度を維持したままグループ全体管理が可能**

⇒会社間の制度の違いを維持したまま、統一ガバナンスの強化を実現



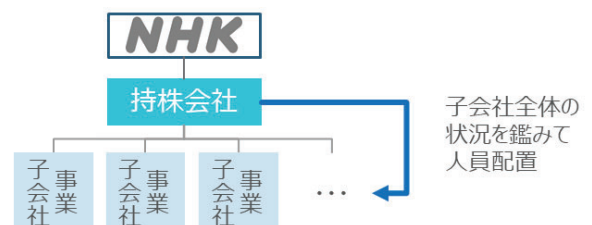
■ **メリット② 共通機能の集約**

● 持株会社にグループ経営、子会社に事業運営という形で、役割を切り離すことで

必要な役員数の削減が可能⇒一定数必要な子会社各社の役員につき、大幅に削減して集約が可能

● 持株会社に子会社の人事権等を集約することで、

グループ全体で最適なガバナンスを実現



(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-1再掲)

放送法(関連規定)

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法）

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

- 一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
- 二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2・3 （略）

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

（第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲）

放送法(関連規定)

（出資の対象）

●放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）

第二条 法第二十二条に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業
- 三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業
- 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
- 七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業（次号及び第十二号に掲げるものを除く。）

（第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲）

放送法(関連規定)

- 十一 法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等（次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）
- 十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業
- 十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 十四 次のいずれかに該当する業務に係る事業
- イ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下この号において「機構」という。）が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下この号において「機構法」という。）第二十三条第一項第八号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業（機構法第二条第二項に規定する対象事業をいう。以下この号において同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者の派遣を行うもの
- ロ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、協会の委託により、対象事業を行い、又は行おうとする事業者（外国放送事業者に該当するものに限る。）に対し、協会がその放送番組及びその編集上必要な資料を当該事業者を提供することについてのあつせんを行うもの
- ハ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業を行い、又は行おうとする事業者（外国放送事業者に該当するものに限る。）の放送に従事する者の養成を行うもの

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

子会社の数と最近の出資認可の状況

子会社11社(R2.4.1現在)

- ・ (株) NHKエンタープライズ
- ・ (株) NHKエデュケーショナル
- ・ (株) NHKグローバルメディアサービス
- ・ (株) 日本国際放送
- ・ (株) NHKプロモーション
- ・ (株) NHKアート
- ・ (株) NHKテクノロジーズ
- ・ (株) NHK出版
- ・ (株) NHKビジネスクリエイト
- ・ (株) NHK文化センター
- ・ NHK営業サービス (株)

最近の出資認可の状況

(直近5年)

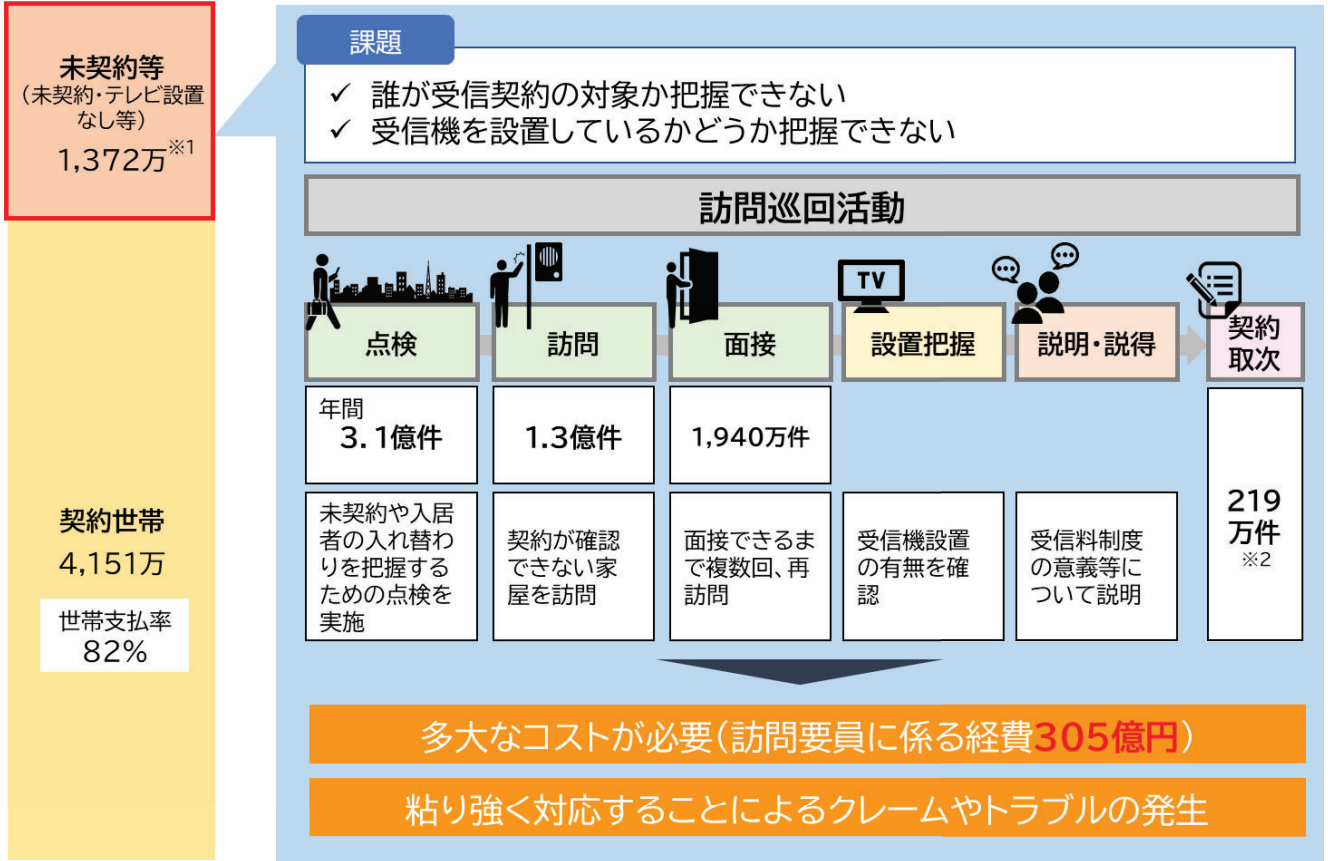
- ・ 平成28年7月 (株) J I C T (海外通信・放送・郵便事業支援機構) に増資 (政令14号)
- ・ 令和2年1月 J O C D N (株) に出資 (政令10号)

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

5. 受信料の公平負担に関する資料

第10回(令和2年10月16日)会合NHK説明資料抜粋
 (「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入①)

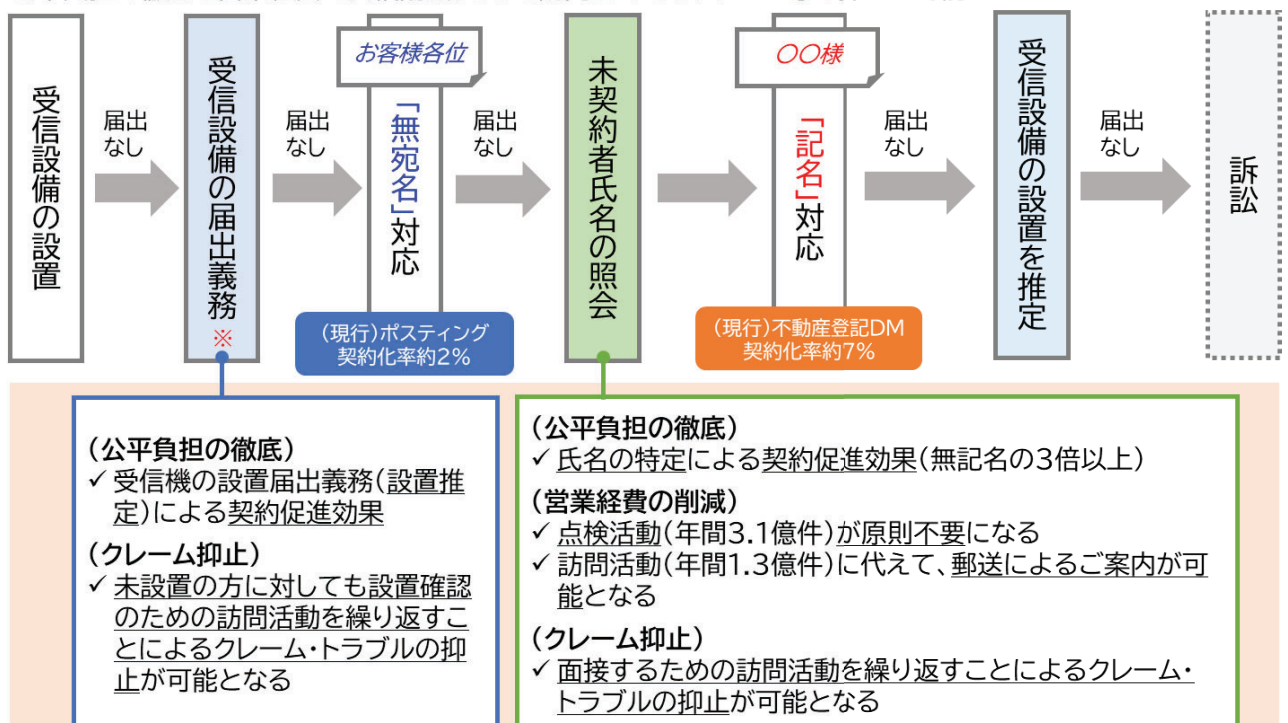
総世帯数5,523万



※ 本資料内の数値はすべて2019年度 ※1 NHK推計値 ※2 訪問による新規契約・住所変更、地上契約から衛星契約への変更、支払再開取次の合計数
 (第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-1再掲)

第10回(令和2年10月16日)会合NHK説明資料抜粋
 (「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入②)

担保措置を伴う「受信設備の設置届出義務(設置推定・未設置申告)」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」がセットで制度整備されることではじめて、「訪問によらない営業活動」を実現することができ、未契約者に対する公平負担の徹底と営業経費の大幅削減、そして訪問をめぐるクレーム等の抑止が可能となる



セットでの制度整備により、公平負担の徹底、営業経費の大幅削減、クレーム抑止が可能に

※受信設備を未設置の場合は未設置の届出、なお、既契約者はあらためての届出は不要

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-1再掲)

不法に支払を免れた場合の割増金の例

○日本放送協会放送受信規約

(放送受信契約者の義務違反)

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

(1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき

(2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

○電話サービス契約約款(平成11年東企営第99-1号)(NTT東日本)

(割増金)

第79条 契約者又は公衆電話の利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

○電気需給約款[低圧](東京電力エナジーパートナー株式会社)

25 違約金

(1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社はその免れた額の3倍を違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この受給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間とします。

法律に基づく照会・報告制度の例①

○ 法令において第三者に照会・報告を求める制度については、主体別に

①行政機関(大臣、市町村長、税務署長、少年院の長等)

②司法関係機関(警察・検察(捜査関係事項照会)、裁判所、弁護士会等)

③特別の機関(預金保険機構、社会保険診療報酬支払基金等)

等がある。

①行政機関が主体の照会・報告制度の例

○関税法(昭和二十九年法律第六十一号)

(質問、検査又は領置等)

第百十九条 (略)

2 税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

②司法関係機関が主体の照会・報告制度の例

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第百九十七条 (略)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百七十九条 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第五百七条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)

(報告の請求)

第二十三条の二 (略)

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

③特別の機関が主体の照会制度の例

○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

(報告等)

第六十三条 支払基金は、医療保険者に対し、毎年度、医療保険加入者(四十歳以上六十五歳未満のものに限る。)の数その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第六十条第一項第一号に掲げる業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

※支払基金・・・社会保険診療報酬支払基金

○預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

(報告の徴求)

第一百条 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、承継銀行に対し、承継協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

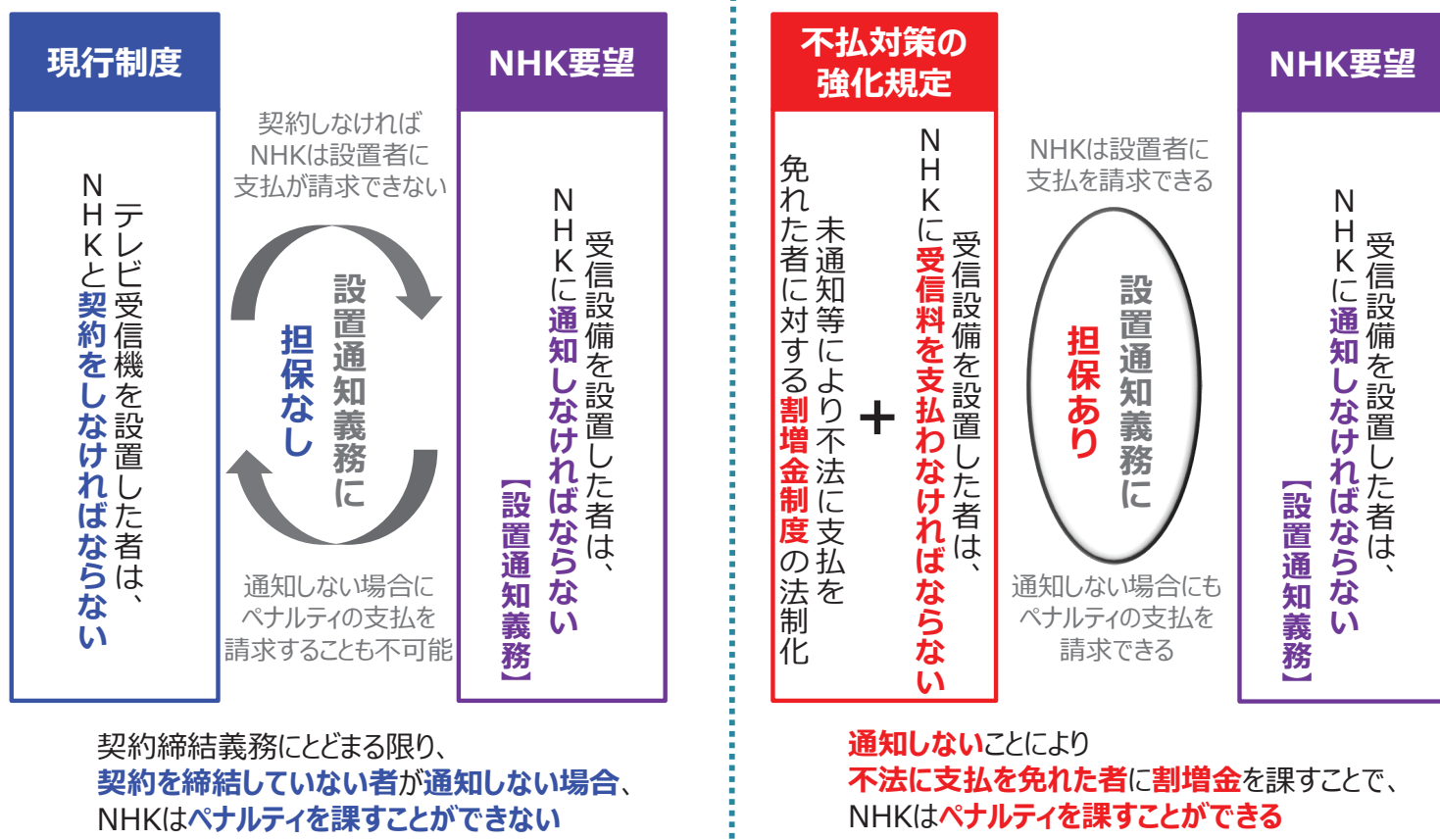
※機構・・・預金保険機構

各国における受信料等の支払対象者の把握方法

	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本
受信機設置等の申告	△ 免許なく受信機設置又は使用は禁止(通信法363条1項及び365条1項)	○ 住居等の占有は30日以内に申告	○ 税金申告期限に受信機未設置者が申告(租税一般法典1605条)	○ 受信機設置30日以内に申告(放送法64条)	△ 受信設備を設置した者は契約(放送法64条1項)
未申告への担保措置	○ 1000ポンド以下の罰金 罰金未納の場合、訴追により刑務所収監	○ 1000ユーロ以下の過料(1か月以上未届け)	○ 150ユーロの罰金	○ 受信料1年分相当の追徴金(KBSが徴収し、国税滞納処分が可能)	×
その他の情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局の住所情報、その他商用データベース情報を利用 令状を受け、警察官立会いの下、不動産等への立入等が可能 違反行為を捕捉するための探知行為も可能 	<ul style="list-style-type: none"> 住民登録情報(死亡・転居等情報含む)を利用 住民登録局、商業登記簿、営業登記簿、土地登記局等の公共機関の情報、アドレス販売業者等の非公共機関の情報の利用が可能(放送負担金州間協定11条4項) 	<ul style="list-style-type: none"> 住居税支払者情報等を利用 受信機の販売者等には、購入日・購入者情報の税務当局への30日以内の送付義務 ケーブル・衛星等有料放送事業者には、税務当局の求めに応じ、加入者情報の提出義務 	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金支払者情報を利用 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問員が個別に巡回訪問し、居住や受信設備の設置状況を確認 衛星放送の場合には設置確認メッセージ表示 住民票除票の請求や不動産登記情報の活用

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2を修正)

受信設備の設置通知義務の担保措置と契約との関係



受信契約の締結義務/受信料の支払義務について

放送法制定時の検討経緯

- 我が国の放送法では、「日本放送協会がここに何らかの法律的な根拠がなければ、その聴取料（現受信料）の徴収を継続していくことということが、おそらく不可能になるだろうということは予想される」のであり、「強制的に国民と日本放送協会の間、聴取契約（現受信契約）を結ばなければならないという条項が必要であること」から、受信契約の締結義務を採用している。

（昭和25年2月衆議院電気通信委員会における電波庁長官答弁）

- 放送法の検討過程においては、「当初、受信機を設置する場合には、通信省への届け出が必要であり、それとともに受信料の支払い義務が発生するという案が示された」ものの、「GHQの方針のもと、受信機設置の国への届け出の義務がなくなり、受信契約についても、受信機設置によって即契約が成立するものから、日本放送協会と受信者の間の契約義務が発生するものへと変化」とともに、「受信料確保のための強制措置という要素を極力減らし、あくまでも受信者と日本放送協会との「契約」を重視するという方向に内容が変化」している。

（村上聖一「放送法・受信料関連規定の成立過程～占領期の資料分析から～」（放送研究と調査、平成26年5月））

平成18年の受信料制度に関する検討

「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書（平成18年6月6日）概要

（受信料制度の改革）

公共放送の維持のためには、不祥事の続発の結果生じた大規模な受信料不払いの問題を解決することが必要不可欠である。また、大量の受信契約の未契約等のまま視聴する事例が余りに多い現状を看過することはできない。

そのためには、上述の様々なガバナンス強化やチャンネルの削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討すべきである。

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)

（NHK関連）

- ・NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

受信料支払義務化の見送り

（菅総務大臣閣議後会見(平成19年3月23日)抜粋)

- ・NHKが、受信料引き下げも視野に入れた経営計画を本年の9月に提出するという状況下においては、受信料支払義務化だけ先行することは、到底、国民の理解を得られない。

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

平成29年最高裁大法廷判決(受信契約締結承諾等請求事件)抜粋①

1. 受信料制度の趣旨

放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにはほかならない。

上記の目的を実現するため、放送法は、前記のとおり、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとしたものである。そして、同法は、二本立て体制の一方を担う公共放送事業者として原告を設立することとし、その目的、業務、運営体制等を前記のように定め、原告を、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。

放送法が、前記のとおり、原告につき、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（20条4項、83条1項）、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。すなわち、上記の財源についての仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、現実に原告の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない。

2. 受信料制度の憲法上の立法裁量

(中略) 具体的にいかなる制度を構築するのが適切であるかについては、憲法上一義的に定まるものではなく、憲法21条の趣旨を具体化する前記の放送法の目的を実現するのにふさわしい制度を、国会において検討して定めることとなり、そこには、その意味での立法裁量が認められてしかるべきであるといえる。

そして、公共放送事業者と民間放送事業者との二本立て体制の下において、前者を担うものとして原告を存立させ、これを民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体たらしめるためその財政的基盤を受信設備設置者に受信料を負担させることにより確保するものとした仕組みは、前記のとおり、憲法21条の保障する表現の自由の下で国民の知る権利を実質的に充足すべく採用され、その目的にかなう合理的なものであると解されるのであり、かつ、放送をめぐる環境の変化が生じつつあるとしても、なおその合理性が今日までに失われたとする事情も見いだせないのであるから、これが憲法上許容される立法裁量の範囲内にあることは、明らかというべきである。

3. 契約締結義務の憲法上の許容性

受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、前記のとおり、原告が、基本的には、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うものであり、現に、放送法施行後長期間にわたり、原告が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受することによって存立し、同法の目的の達成のための業務を遂行してきたことから、相当な方法であるといえる。

4. 受信契約の理解を得る努力

しかし、放送法による二本立て体制の下での公共放送を担う原告の財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的には、原告が、受信設備設置者に対し、同法に定められた原告の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい。

5. 放送受信規約の明確性・適正性

しかし、受信契約の最も重要な要素である受信料額については、国会が原告の毎事業年度の収支予算を承認することによって定めるものとされ(放送法70条4項)、また、受信契約の条項はあらかじめ総務大臣(同法制定当時においては電波監理委員会)の認可を受けなければならないものとされ(同法64条3項。同法制定当時においては32条3項)、総務大臣は、その認可について電波監理審議会に諮問しなければならないものとされているのであって(同法177条1項2号)、同法は、このようにして定まる受信契約の内容が、同法に定められた原告の目的にかなうものであることを予定していることは明らかである。同法には、受信契約の条項についての総務大臣の認可の基準を定めた規定がないとはいえ、前記のとおり、放送法施行規則23条が、受信契約の条項には、少なくとも、受信契約の締結方法、受信契約の単位、受信料の徴収方法等の事項を定めるものと規定しており、原告の策定した放送受信規約に、これらの事項に関する条項が明確に定められ、その内容が前記の受信契約の締結強制の趣旨に照らして適正なものであり、受信設備設置者間の公平が図られていることが求められる仕組みとなっている。また、上記以外の事項に関する条項は、適正・公平な受信料徴収のために必要なものに限られると解される。

憲法第84条に関する判決の要旨と受信料制度との関係

平成18年の最高裁判決の要旨

- 平成18年の最高裁判決（旭川市国民健康保険条例事件（最大判平成18年3月1日））においては、租税以外の公課についても、憲法第84条の課税要件及び賦課徴収の手続が明確に定められるべきとの趣旨が及びうるとした。
- 判決においては、その賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなど規律の在り方については、①公課の性質、②賦課徴収の目的、③その強制の度合い等を総合的に判断すべきものとした。

憲法第84条と受信料制度との関係

- 受信料については、受信設備を設置するかは国民各自の自由に委ねられ、国、地方公共団体ではなく、NHKが徴収し、滞納処分の場合による強制徴収が認められていない点において、租税とは大きく異なる。
- また、受信料額が国会の承認により定めることとされ、その他の詳細を定める契約の条項について総務大臣の認可を受けることとされている点については、憲法第84条との関係についてはではないものの、平成29年の最高裁判決（最大判平成29年12月6日）において、受信契約に受信料の徴収方法等に関する条項が明確に定められ、その内容が締結強制の趣旨に照らして適正なものであり、受信設備設置者間の公平が図られていることが求められる仕組みとなっているとされている。

平成18年最高裁大法廷判決（旭川市国民健康保険条例事件）判決抜粋

- 2 国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付ではなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する「租税」に当たるといふべきである。
（中略）市町村が行う国民健康保険の保険料は、これと異なり、被保険者において保険給付を受け得ることに対する反対給付として徴収されるものである。
（中略）また、国民健康保険料が強制加入とされ、強制徴収されるのは、保険給付を受ける被保険者なるべく保険事故を生ずべき者の全部とし、保険事故により生ずる個人の経済的損害を加入者相互において分担すべきであるとする社会保険としての国民健康保険の目的及び性質に由来するといふべきものである。
したがって、上記保険料に憲法84条の規定が直接に適用されることはないといふべきである（略）。
- 3 （略）国、地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課であっても、その性質に応じて、法律又は法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がされるべきものと解すべきであり、憲法84条に規定する租税ではないという理由だけから、そのすべてが当然に同条に現れた上記のような法原則のらち外にあると判断することは相当ではない。そして、租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、その場合であっても、租税以外の公課は、租税とその性質が共通する点や異なる点があり、また、賦課徴収の目的に応じて多種多様であるから、賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである。
市町村が徴収する国民健康保険料は、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類する性質を有するため、憲法84条の租税法律主義の趣旨が及ぶと解すべきであるが、国民健康保険料は用途が限定されており、各自自治体の条例において賦課要件がどの程度明確に定められるべきかは、社会保険としての国民健康保険の目的や賦課徴収の強制の度合い等を総合考慮して判断する必要がある。（以下略）

6. NHKと民間放送事業者との連携に関する資料

- 日本の放送は、公共放送と民間放送の二元体制のもと、それぞれが強みを発揮するとともに相互に補完しながら、放送文化を向上させ発展し、国民全体の福祉に奉仕してきた。

受信契約締結承諾等請求事件に関する最高裁判決(2017年12月6日)

(～前略～)公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立ての体制を採ることにした(～後略～)。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する社会・経済活動の制約により、民放事業者の経営にも影響が生じている。厳しい環境においても、地域に根差した情報発信や地域社会の維持・発展など、民放事業者がその社会的役割を果たし続けるため、NHKには放送全体の発展に寄与する取り組みを一層進め、民放事業者との協力関係を深めていただくことが重要である。
- 受信料制度のあり方の検討にあたっては、日本の放送が公共放送と民間放送の二元体制で発展してきたことを踏まえ、放送全体の発展のためにどのように受信料が使われるべきかという視点で議論いただくことを期待する。

(第8回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料8-2-1再掲)

放送法(関連規定)

●放送法(昭和三十五年法律第百三十二号)(抄) (業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四・五 (略)

2～5 (略)

6 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同項の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

7～13 (略)

14 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

15～19 (略)

(第10回公共放送の在り方に関する検討分科会 資料10-2再掲)

7. インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方に関する資料

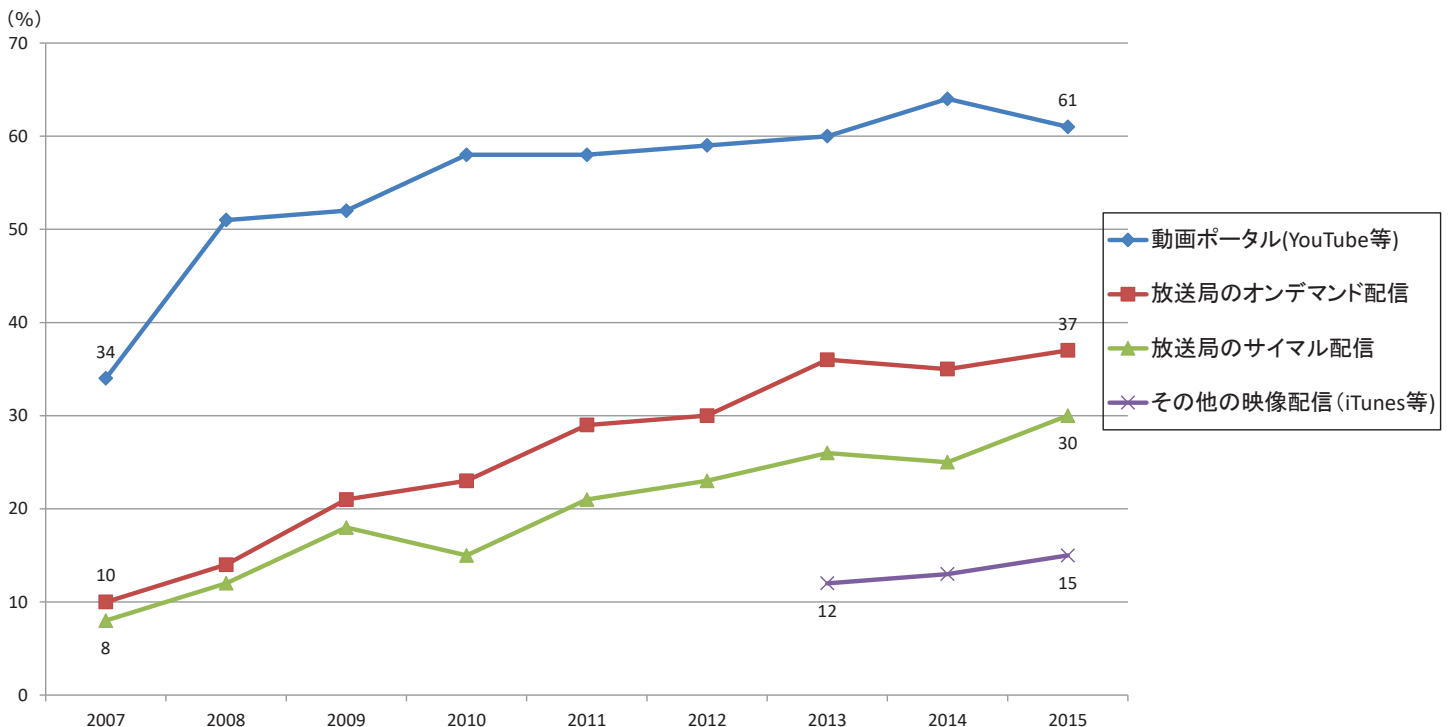
諸外国の公共放送のインターネット同時配信等の状況

国(公共放送)	英国(BBC)	仏国(FTV)	独国(ARD、ZDF)	フィンランド(Yle)	韓国(KBS)	日本(NHK)	
配信プラットフォーム	BBC iPlayer	france.tv	ARD Mediathek ZDF Mediathek	Yle Areena	my K	NHKプラス	
開始時期	2007年開始	2012年見逃し番組配信、 2017年同時配信、開始	2007年ZDF Mediathek 2008年ARD Mediathek開始	2007年見逃し番組配信 2013年同時配信開始	2011年開始	2020年開始	
同時配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (TVサービスに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
見逃し番組配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	配信期間	放送後概ね30日間 以内	放送後最低7日間	放送後7日間以内	ノンフィクション番組 90日以内 フィクション番組 1年以内	放送後2週間以内	放送後1週間程度
	料金	無料	無料	無料	無料	無料(一般画質) 有料(高画質)	無料
その他VOD	実施状況 (制度上の位置付け)	× ※2015年サービス 開始、需要の伸び 悩みから2017年終了	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務) ※NHKオンデマンド
	料金	—	有料	無料	無料 ※過去番組の配信は、 Yle Elävä arkistoで 実施	無料(低画質) 有料(高画質)	有料
予算規模 (全体に占める割合)	2018年度 252億円(4.59%)	不明	不明	不明	不明	2020年度 170.3億円(2.4%)	

(総務省調べ)

ドイツにおけるインターネットの動画視聴状況

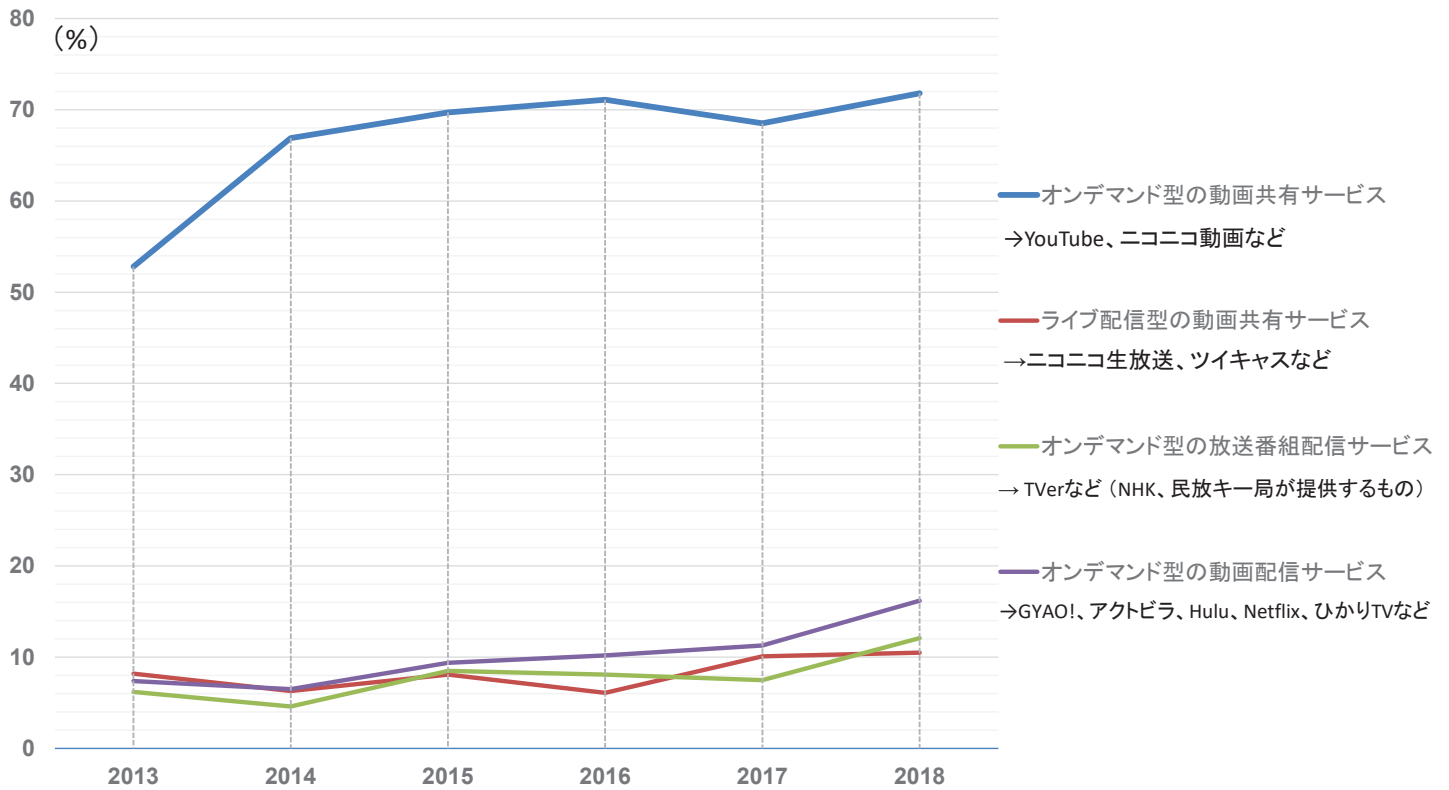
- ドイツにおけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
- 放送局のサイマル配信は、**2015年には30%が利用**。



[出典] ARD/ZDF 「Onlinestudie」 2015

日本におけるインターネット動画視聴状況

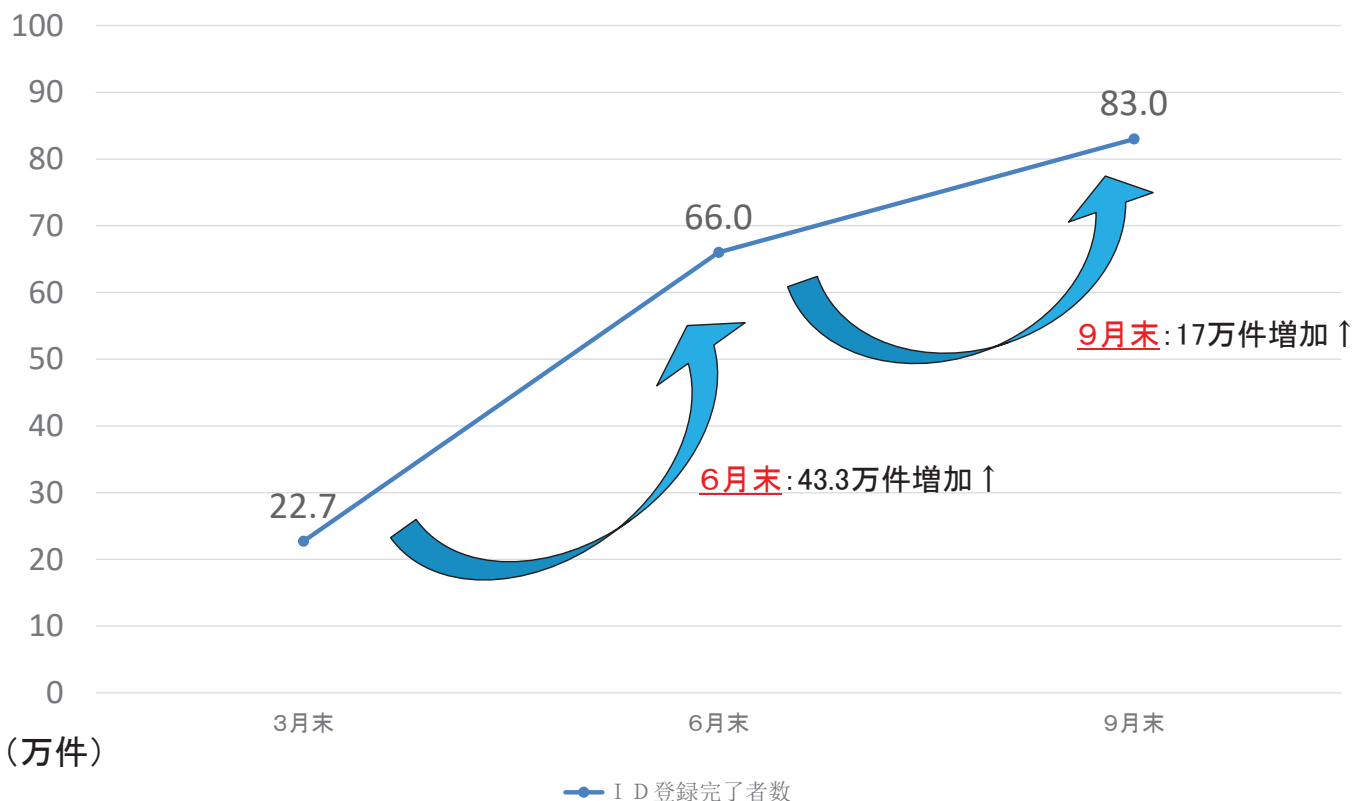
- 日本におけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
- オンデマンド型の放送番組配信サービスは、**2018年には12%が利用**。



(総務省情報通信政策研究所「平成30年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」から作成)

NHKプラスのID登録完了者数の推移

- 令和2年4月から本格的にサービス開始したNHKプラスのID登録完了者数については、3月末の約22.7万件から9月末には約60.3万件増加し約83.0万件となっている。



8. ヒアリング資料

(1) 日本放送協会

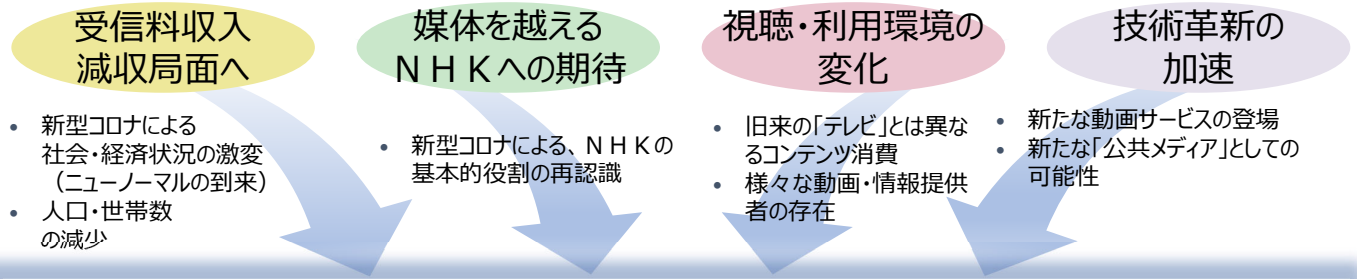
2020年10月16日

日本放送協会

要旨

- ・3か年の次期経営計画は、「三位一体改革」に向けて、構造改革に踏み込む。
- ・構造改革に踏み込む次期経営計画とともに、制度改革等を通じた施策をパッケージで実行することにより、「三位一体の改革」にスピードアップして取り組みたい
- ・そのために、必要な制度改革をお願いしたい
 - ▽中間持株会社の設置
 - ▽「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入
 - ▽受信料還元に関する科目の設置

NHK経営計画(2021-2023年度)(案)の概要



減収局面でもコンテンツ投資を充実させ、視聴者・国民の求める多様性・質の高さを実現
“新しい「NHKらしさの追求」”
 職員一人ひとりの創造性を最大限に生かせるスリムで強靱な組織

構造改革

- 「ジャンル管理」の推進
- “作り方改革”の推進
～「量から質」へ
- 質 × コスト
- 固定的経費への切り込み
- 間接業務のスリム化
- 営業経費の構造改革

5つの重点投資方針

安全・安心

新時代への
チャレンジ

あまねく伝える

社会への貢献

「NHKらしさ」を実現するための人事制度改革

構造改革の断行と加速化に向けた課題

- 「三位一体改革」の実現に向けた**構造改革**を断行するが、スピーディーに実行するには**課題**も存在

【二大構造改革の断行】

① NHK本体とグループの一体改革

▽「ジャンル管理」の徹底、人事制度改革、新センター(情報棟)設備整備コストの大幅削減

▽グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現

⇒ **【課題】** 現行でも合理化等は可能だが、改革を加速するには、グリップを効かせて業務の中身に踏み込む必要

② 訪問によらない営業活動の実現

▽受信料の公平負担の必要性

- ・NHKが信頼されるのは、独立した判断に基づく報道や番組制作を行っていることによる
- ・公平負担によって支えられているからこそ、NHKの公平・公正さを維持でき、“知る権利”に奉仕できる

▽公平負担の徹底に向けた課題

- ・公平負担の徹底を図るため、未契約の方や住所変更したもののご連絡のない方を把握する必要
- ⇒ **【課題】** 未契約者等につき、誰が受信契約の対象か、受信機を設置しているかが把握できない
そのため、訪問巡回活動に多大なコストが必要
また、粘り強く対応することによるクレームやトラブルが発生

環境変化を見据えた将来への対応と受信料の還元

■ 多様な動画配信サービスの登場による視聴・利用環境の変化など、環境変化を見据えた将来への対応

- 多様で質の高い「NHKらしい」充実したコンテンツを、より最適な媒体を通じて、合理的なコストで提供し続ける

▽衛星波と音声波の整理・削減

▽衛星付加受信料も含めた受信料制度の在り方についても研究

■ 受信料の還元について

- 今月(10月)から、地上契約と衛星契約の受信料額を2.5%値下げ

▽年間で193億円還元

- 改革が着実に進み、値下げできる環境が整えば、還元を行う

⇒【課題】経営効率化の成果を、確実に視聴者・国民に還元する仕組みの明確化

グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向けて

■ グループの合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向け、**中間持株会社を設置したい**

● 課題

現在は、受信料による出資先の株主としてのコントロールの色彩が強いが、重複排除・再編等は、グリップをきかせて業務の中身に踏み込む必要がある

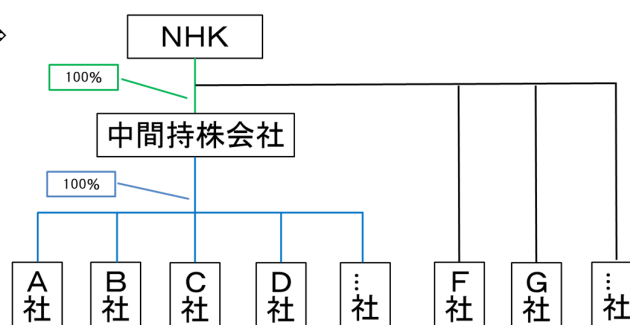
● 対策

これを、非営利の特殊法人であるNHKの側のみで行うのは困難であるため、子会社の側に一元管理できる「中間持株会社」を置きたい

● 効果

業務の重複排除、迅速な再配置、子会社役員数の削減や子会社人事権の集約など
現行でも合理化等は可能だが、持株会社設置で改革をスピードアップしたい

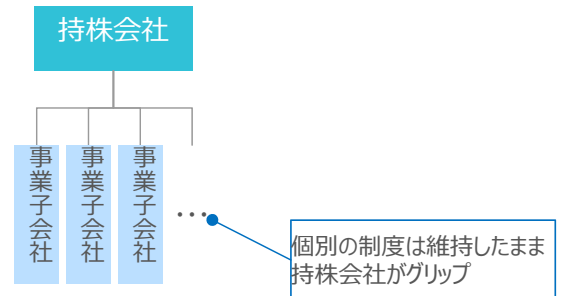
検討の基本形(イメージ)⇒



中間持株会社設立のメリット

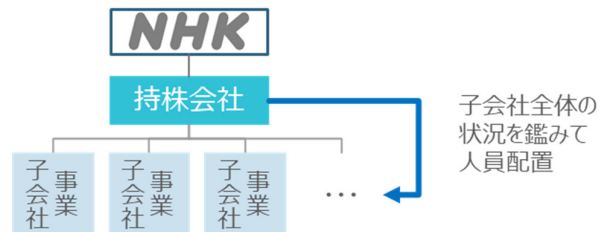
■ メリット① 組織の迅速な最適化

- 持株会社傘下に事業子会社を置くことで、俯瞰的な視点から最適な管理軸を判断でき、**迅速な再配置が可能**
⇒環境に合わせて管理軸を柔軟に変更可能（個別合併では、1年以上かかる各種統合手続を迅速化）
- 子会社を個々のまま持株傘下に置くことで、**従来の制度を維持したままグループ全体管理が可能**
⇒会社間の制度の違いを維持したまま、統一ガバナンスの強化を実現



■ メリット② 共通機能の集約

- 持株会社にグループ経営、子会社に事業運営という形で、役割を切り離すことで **必要な役員数の削減が可能** ⇒一定数必要な子会社各社の役員につき、大幅に削減して集約が可能
- 持株会社に子会社の人事権等を集約することで、**グループ全体で最適なガバナンスを実現**



訪問によらない営業活動の実現

公平負担の必要性

- ・NHKが信頼されるのは、独立した判断に基づく報道や番組制作を行っていることによる
- ・“知る権利“に奉仕し、NHKの公平・公正さを維持するためにも、公平負担に支えられることが必要

公平負担の徹底のためには
未契約の方や、住所変更したもののご連絡のない方を把握する必要

↓
誰が受信契約の対象か、受信機を設置しているかが把握できない

↓
巡回訪問活動が必要
(多大なコスト、クレーム・トラブルが発生)

「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入

セットでの制度整備により、公平負担の徹底、営業経費の大幅削減、クレーム抑止が可能に

【参考】公共放送の役割に対する期待に応える①

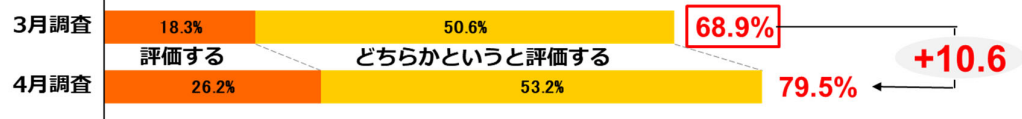
■新型コロナウイルスへの公共メディア・公共放送としての対応

- 行動指針を策定し、放送やインターネットで公共性の高い情報や番組を提供。視聴者から一定の評価



NHKの新型コロナウイルス対応に関するネット調査(3月・4月)

➢ NHKの対応を評価する人は、4月の調査では約8割に上昇



■「体感 首都直下地震」のプロジェクト

▽災害対策の必要性を、ドラマや情報番組、デジタルサービスを駆使して視聴者にわかりやすく伝えた



2019年12月1日～8日
公共メディア防災キャンペーン「体感・首都直下地震ウィーク」

世界の優れた放送などを選ぶ国際コンクール「イタリア賞」の「ウェブ・インタラクティブ部門」で最優秀賞を受賞

(選考理由)
「自然災害から人々の命を守るためにソーシャルメディア、テレビ、そして人々の行動パターンと科学的に裏付けされたシミュレーションを有効に連携させた」

【参考】公共放送の役割に対する期待に応える②

- 受信料の非支払者においても、「正確・迅速な情報提供」や「地域社会への貢献(地元の人たちの暮らしを、災害や事件・事故から守る報道をすること)」への期待は約7割
- 非支払者・非視聴者に対しても、公共放送・公共メディアの意義・役割を訴え、ご理解いただく活動を強化し、信頼と支持を高める。

経営指標(公共放送の役割)に対する期待度

「期待している」・「どちらかという期待している」と回答した人の割合

設問: あなたは、以下の各項目について、現在のNHKにどの程度期待しますか。

経営指標	説明	<受信料支払者>	<非支払者>
① 公平・公正	意見が対立する問題を取り扱う場合には、双方の意見を伝えるなど、“公平・公正”な放送の実現をめざすこと	81.5	56.1
② 正確・迅速な情報提供	正確な情報を迅速に報道すること	86.2	67.3
③ 多角的論点の提示	3番組などを通じて、国民が互いに議論し合える機会を提供すること	83.5	56.1
④ 記録・伝承	国民的財産である映像記録を次世代のために蓄積・保管し、継承すること	80.7	55.1
⑤ 文化の創造・発展	文化の創造や発展に、幅広く貢献すること	79.4	59.2
⑥ 多様性をふまえた編成	特定のジャンルにかたよらず、全体に調和のとれた放送をすること	74.4	54.1
⑦ 新規性・創造性	従来の枠にとらわれない新しい番組を創りだすこと	69.9	45.9
⑧ 世界への情報発信	政治、経済、社会、文化など、さまざまな分野で日本の情報を発信し、日本への理解を促進すること	78.5	60.2
⑨-1 地域社会への貢献	さまざまなサービスで地域の活性化に貢献すること	73.4	52.0
⑨-2 地域社会への貢献	地元の人たちの暮らしを、災害や事件・事故から守る報道をすること	85.4	68.4
⑩-1 教育・福祉・人にやさしい放送	あらゆる世代に向けて、教育・学習・福祉に関する番組を放送すること	81.1	64.3
⑩-2 教育・福祉・人にやさしい放送	高齢者や障害者の利便性や理解を高めるための演出や技術を用いた放送に取り組むこと	77.4	61.2
⑪-1 インターネットの活用	インターネットを通じて、放送番組の内容の理解に役立つ情報を提供すること	56.9	43.9
⑪-2 インターネットの活用	インターネットを活用して、放送と同様に、豊かで良い番組や情報を提供すること	58.1	45.9
⑫ 放送技術の発展	最先端の映像技術など新しい放送技術の開発に取り組むこと	69.8	51.0
⑬ 受信料制度の理解促進	視聴者に受信料制度を理解していただくために、様々な活動を行うこと	59.0	35.7
⑭ 受信料の公平負担	海外の公共放送と異なり、罰則などのない日本の制度のなかで、受信料を公平に負担していただくために、さまざまな取り組みを行うこと	61.2	29.6

出所) 世論調査2020年1月

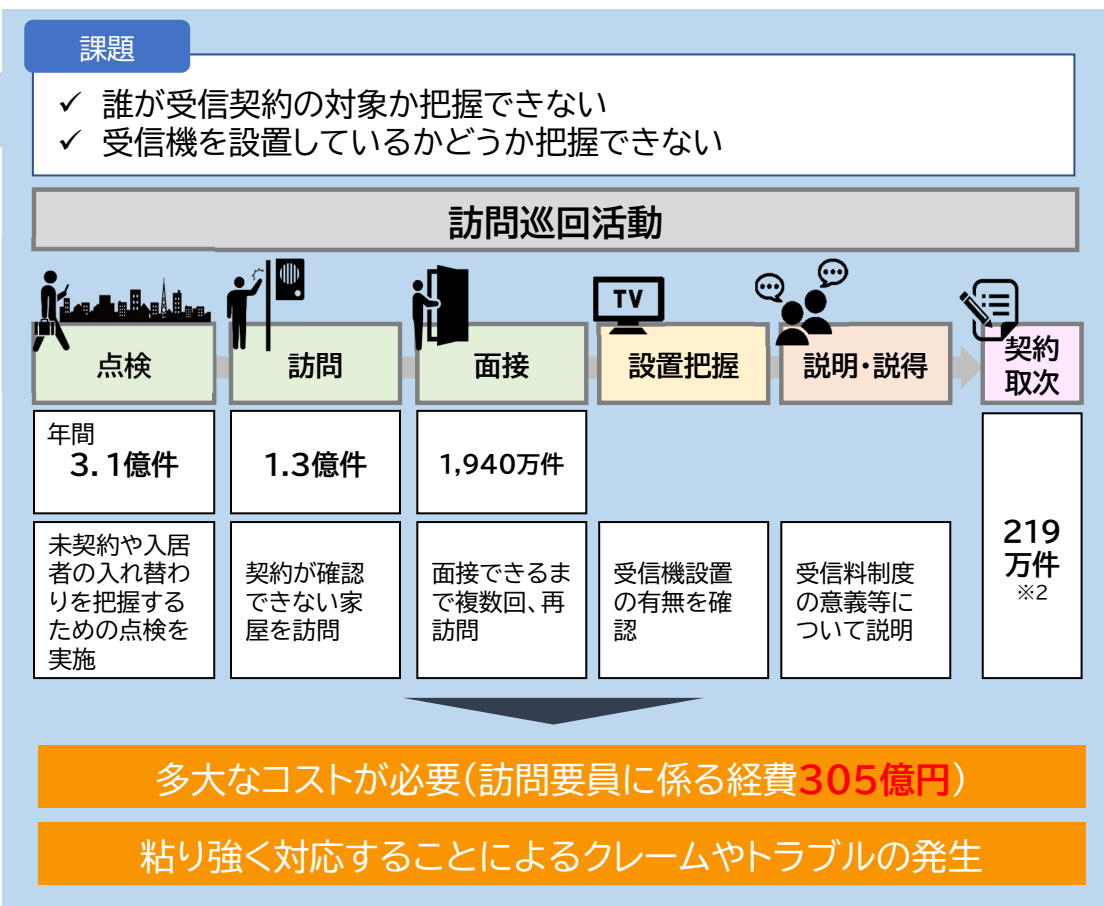
現在の営業活動における課題

総世帯数5,523万

未契約等
(未契約・テレビ設置なし等)
1,372万^{※1}

契約世帯
4,151万

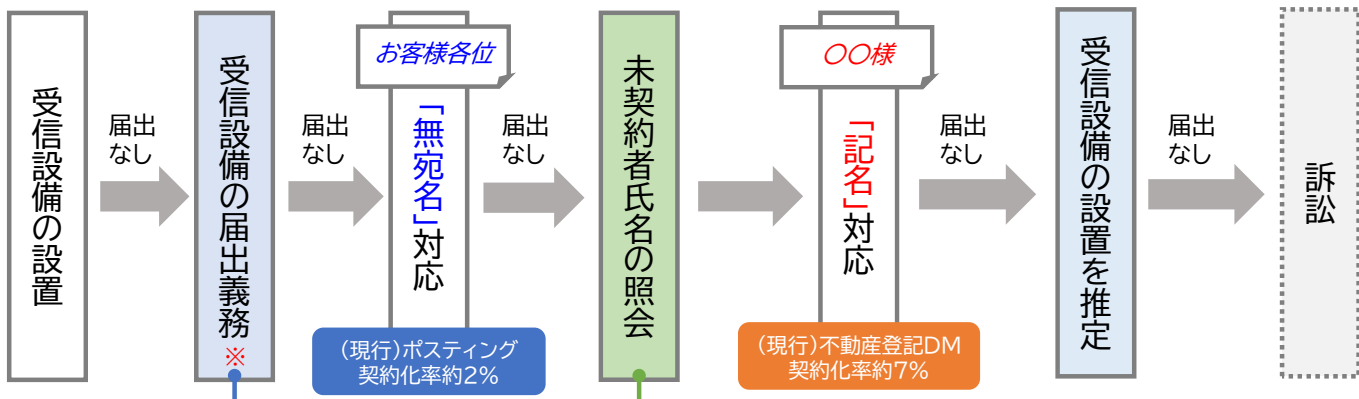
世帯支払率
82%



※ 本資料内の数値はすべて2019年度 ※1 NHK推計値 ※2 訪問による新規契約・住所変更、地上契約から衛星契約への変更、支払再開取次の合計数

訪問によらない効率的な営業活動の実現

担保措置を伴う「受信設備の設置届出義務(設置推定・未設置申告)」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」がセットで制度整備されることではじめて、「訪問によらない営業活動」を実現することができ、未契約者に対する公平負担の徹底と営業経費の大幅削減、そして訪問をめぐるクレーム等の抑止が可能となる



(公平負担の徹底)

- ✓ 受信機の設置届出義務(設置推定)による契約促進効果

(クレーム抑止)

- ✓ 未設置の方に対しても設置確認のための訪問活動を繰り返すことによるクレーム・トラブルの抑止が可能となる

(公平負担の徹底)

- ✓ 氏名の特定による契約促進効果(無記名の3倍以上)

(営業経費の削減)

- ✓ 点検活動(年間3.1億件)が原則不要になる
- ✓ 訪問活動(年間1.3億件)に代えて、郵送によるご案内が可能となる

(クレーム抑止)

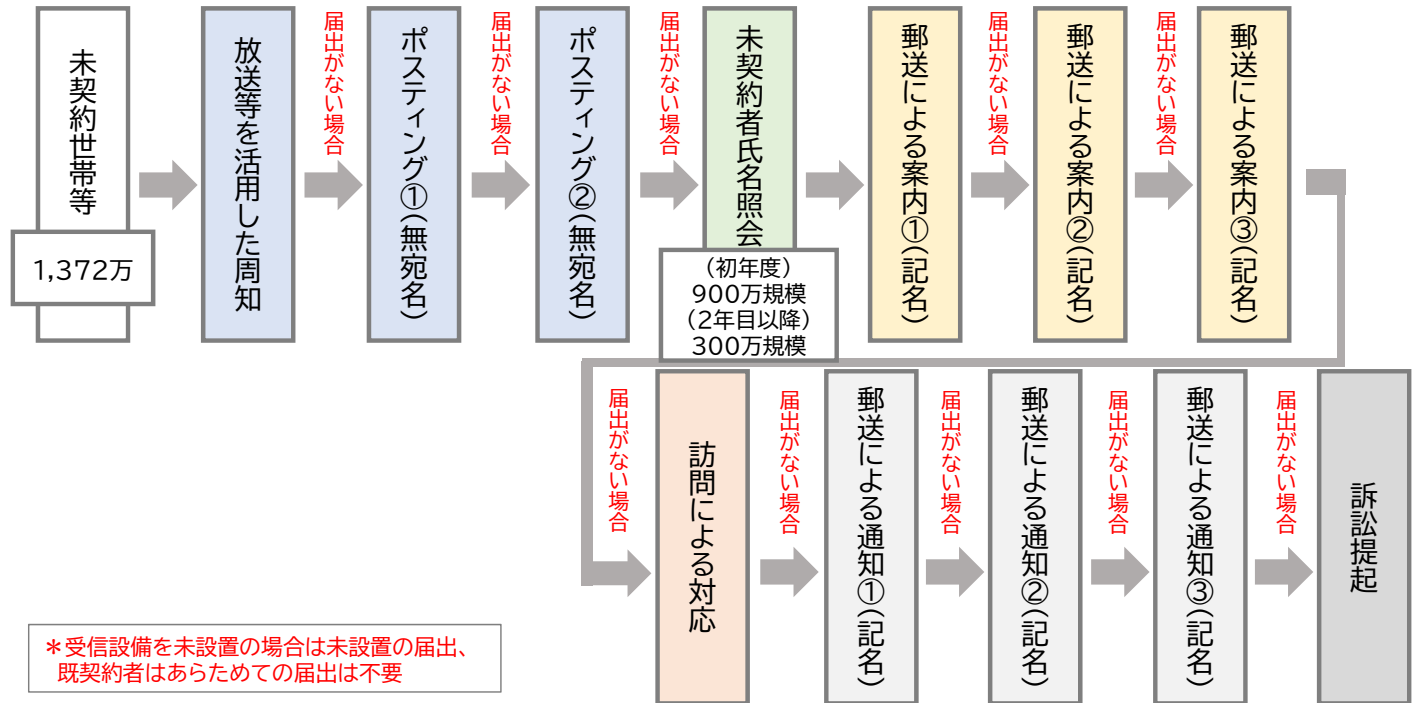
- ✓ 面接するための訪問活動を繰り返すことによるクレーム・トラブルの抑止が可能となる

セットでの制度整備により、公平負担の徹底、営業経費の大幅削減、クレーム抑止が可能に

※受信設備を未設置の場合は未設置の届出、なお、既契約者はあらためての届出は不要

「受信設備の設置届出義務*」と「未契約者氏名等（居住者情報）の照会」の運用イメージ

- ①未契約世帯等に対し、放送等を活用した周知やポスティング文書により、NHKから受信設備の設置の有無について複数回照会（受信設備を未設置の場合は未設置の届出を依頼）
- ②それでもなお、届出をいただけない場合、当該住所に居住する方の氏名（この資料では「未契約者氏名等」という。なお住所変更したもののご連絡がない方の場合は移転先も）を照会
- ③氏名が判明した未契約世帯等の方に対し、郵送による設置届出（契約締結）の案内を複数回実施
- ④それでもなお、届出をいただけない場合、訪問による対応や複数回通知を行ったうえで、最終的に訴訟を提起



【参考】最高裁大法廷判決における「契約締結義務」に関する判断

- 最高裁大法廷判決では、放送それ自体に健全な民主主義の発達に寄与する役割・意義を認め、受信料制度は自主自律が求められる公共放送事業者の財源面でのあらわれであることを指摘した。
- そのうえで、従来からの実務を事実認定の箇所でも摘示しつつ、契約構成によることが妥当であると判示し、契約の成立には承諾の意思表示が必要であると判断した。

最高裁大法廷判決（平成29年12月6日）抜粋

「放送法施行後60年以上にわたり、原告は、同法に基づき業務を行ってきたが、近時に至るまで、受信契約の締結に応じない者に対して本件訴訟におけるような強制的な手段に及ぶことはなく、受信設備設置者との間で任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受してきた。」（8頁）

「放送法による二本立て体制の下での公共放送を担う原告の財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的には、原告（NHK）が、受信設備設置者に対し、同法に定められた原告の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい。」（9頁）

「同法施行後長期間にわたり、原告（NHK）は、受信設備設置者から受信契約締結の承諾を得て受信料を収受してきたところ、それらの受信契約が双方の意思表示の合致により成立したものであることは明らかである。同法は、任意に受信契約を締結しない者について契約を成立させる方法につき特別な規定を設けていないのであるから、任意に受信契約を締結しない者との間においても、受信契約の成立には双方の意思表示の合致が必要というべきである。」（11頁）

「受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、前記のとおり、原告（NHK）が、基本的には、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うものであり、現に、放送法施行後長期間にわたり、原告が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受することによって存立し、同法の目的の達成のための業務を遂行してきたことから、相当な方法であるといえる。」（14～15頁）

※（ ）はNHKが補記

※文中のページ数は次のURL「<https://www.courts.go.jp/app/hanrei.jp/detail2?id=87281>」による

【参考】平成18～19年「支払い義務化」の検討について

- 平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を受け、政府において、「受信設備の設置日等の通知義務化」を含む「支払い義務化」が検討されたが、最終的に放送法改正案には盛り込まれなかった
- この「支払い義務化」の導入による効果として、当時70%程度だった支払率が85%程度まで向上することが期待されていた。(平成19年2月22日衆議院総務委員会・菅総務大臣)
- その後、NHKにおいて受信料に関する法的手続きを開始したことや、最高裁大法廷判決等により、「受信設備を設置した場合、受信契約を締結し、受信料を支払わなければならない」ことに対する視聴者の理解は進み、支払率は令和元年度末で83%まで向上している

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」抜粋
(平成18年6月20日)

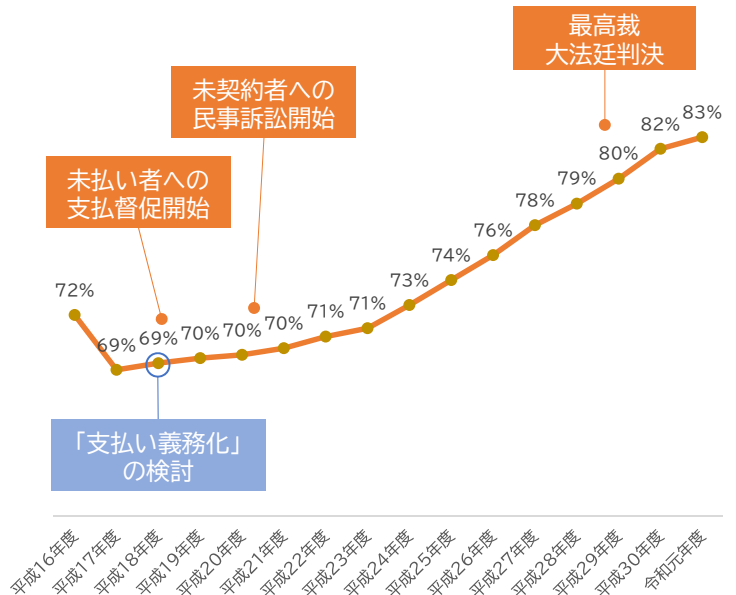
NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、**受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。**その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

放送法改正案には盛り込まれず

NHK報道資料「受信料「支払い義務化」の見送りについて」
抜粋(平成19年3月23日)

- 「支払い義務化」は、視聴者に支払いの根拠をわかりやすくし、公平負担の徹底にも繋がるものとかんがえています。
- なお、受信料の「支払い義務化」が見送られても、**支払い義務自体は、既に、契約義務を定めた放送法とそれに基づく放送受信規約で定められており、NHKとしては、これまで以上に、視聴者の理解を求める努力を重ねてまいる考えです。**

受信料支払率の推移



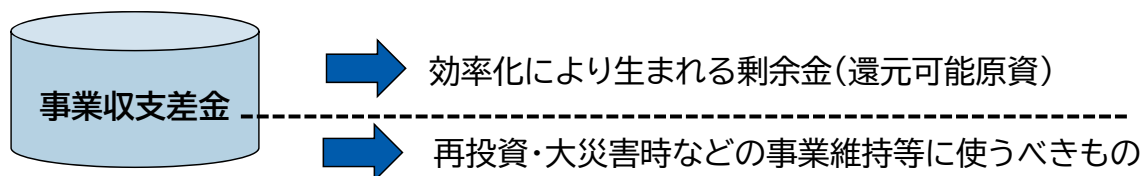
受信料の還元について

- 現状、事業収支差金は、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰越している (例：2019年度)

区分	予算額	決算額
事業収入	7,247	7,384
うち受信料	7,032	7,115
事業支出	7,277	7,163
事業収支差金	△ 30	220

➡ 財政安定のための繰越金へ

- 事業収支差金には、財政の安定のために繰り越しているものと、効率化等の経営努力による剰余金として、“還元可能原資”にあてられるもの等が混在している(以下、イメージ図)



⇒【課題】経営効率化による剰余金を、確実に視聴者・国民に還元する仕組みの明確化

- 経営効率化による剰余金を積み立て、“受信料の値下げの原資”を明確化したい

⇒ **受信料還元に関する科目を設定して頂きたい**

～より透明性を高めるために、このような仕組みで収支を考えてはどうか～

「三位一体改革」の実現に向けて

- 構造改革と制度改正を通じた施策は、パッケージとして実行することで、最大の成果が得られる
- 「三位一体改革」に向けてスピードアップして取り組むため必要な制度改正をお願いしたい

公共放送の在り方に関する検討分科会(第11回) ご説明資料

2020年11月9日

日本放送協会

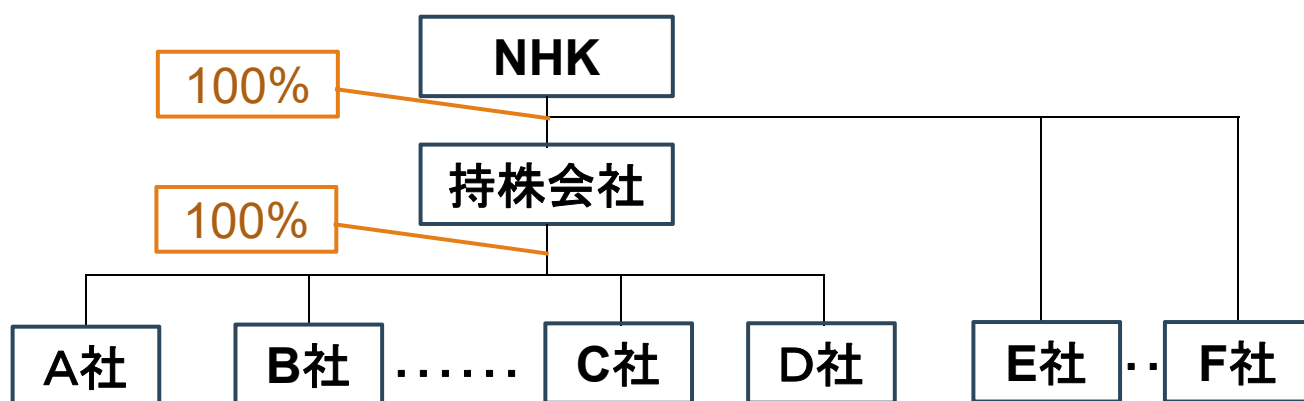
持株会社設立のねらい

- 受信料の減収局面が進み、事業規模が縮小していく中で、各団体のヒト・カネをグリップし、迅速にグループフォーメーションを見直し、組織のスリム化を進める。
- 業務の重複を排除し、グループ全体で業務の効率的な体制を構築する。
- 今まで実施していた合併等の手法は、時間やコストがかかるという課題があった。
持株会社を活用することでこれらの課題を克服し、迅速にグループ改革を進める。

持株会社による運営① – 迅速なグループ再編 –

○より迅速なグループ再編の実現

- ・NHKから持株会社・孫会社まで100%–100%の完全親子関係を構築することで、多層化による弊害をなくし少数株主への配慮も不要となり迅速かつ強力なグリップ力をもって業務運営を進めることができる。
- ・各関連団体の処遇等の労働条件や関連団体各社固有の制度を維持したまま、関連団体間の業務移行や人材の流動化などの再編を迅速に実行することができる。



持株会社による運営② – 業務効率化とコスト削減 –

○共通機能の集約等により、業務の効率化・コスト削減を実現

- ・傘下の関連団体が持つ経営企画や人事・総務などの管理機能を持株会社に集約させ、業務の効率化を図ることができる。
- ・役員数や従業員数の段階的な削減を進め、コスト削減を実行することができる。

【効率化例(数社を傘下に置くことを想定)】

○役員数

79名⇒ 39名(▲40人:約5割削減) 役員報酬

○従業員数(管理)

181名⇒126名(▲55人:約3割削減) 給与

人件費削減額 約8億円/年

中間持株会社傘下とする団体選定の考え方

○中間持株会社傘下の団体は、設立当初は数社とし、以下の基準で選定する。

- ①NHK業務の根幹であるコンテンツ制作関連
- ②NHK取引が多く管理の必要性が高い
- ③中間持株会社の設立を最小コストで実施するため、グループの株式保有割合が高いところを優先的に選定

持株会社の傘下に置く関連団体の考え方

優先順位	事業の性質	■NHK業務の根幹であるコンテンツ(番組・イベント等)制作に関わる関連団体を優先的に持株会社の傘下とする (人的資源の流動性確保、資源の最適配分の実施による生産性の向上)
	NHK取引	■NHK業務を支える委託業務が多い関連団体は、優先的に持株会社の傘下とする (生産性の向上、シェアードなど効率性向上)
	持株保有割合	■株式持株割合が高い団体は、低コストで迅速に対応できることから優先的に持株会社の傘下とする

※放送法上、NHKが株式を保有することが求められている団体など、制約があるものは持株会社の対象外とする

補足

中間持株会社の設立を含めた改革の全体像について①

- 制度改正の要望、特に「受信設備の設置届出制度」と「未契約者氏名等(居住者情報)の照会」の導入については、公益にかなう理由として、以下を考えている
- NHKが信頼されるのは、独立した判断に基づく報道や番組制作を行っていることによる
- 受信料と、その公平負担によって支えられているからこそ、放送の二元体制の一翼であるNHKの公平・公正さを維持でき、“知る権利”に奉仕できる

(最高裁大法廷判決は、NHKの存立の意義及び事業運営の財源を受信料によって賄うこととしている趣旨が、国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし、そのために必要かつ合理的な仕組みを形作るうとするものであることを指摘)



- オートロックマンションの増加等の住環境の変化やセキュリティ・防犯意識の高まり等により、視聴者・国民の方々が訪問を好まない傾向が強くなり、対面での訪問活動が困難な状況へと変化
- 現在のコロナ禍においては、対面での訪問活動がますます受容されない環境へと変化
- 受信料の契約・収納活動を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっている

支払数増加(9月末)

	2019年度	2020年度
計画	47万件	41万件
実績	23.4万件	△62.1万件
達成率	49.8%	△151.4%

- 厳しい環境に加え、当分科会、諸課題検討会で提起された「三位一体改革」に対応するため、コスト構造の改革を推進し、スリムで強靱な「新しいNHK」へと変わる
- 既存業務を抜本的に見直し、500億円規模の経費の削減を行う
- 放送波の整理・削減等を進め、経営資源を質の高いコンテンツの制作に集中させる構造改革を徹底
- 構造改革は、制度改正等を通じた施策をパッケージで実行し、スピードアップして取り組みたい

構造改革の断行

NHK本体とグループの一体改革

訪問によらない営業活動の実現

放送波の整理・削減

制度改正の要望

- ・中間持株会社の設立
- ・受信設備の設置届出制度
- ・未契約者氏名等(居住者情報)の照会
- ・受信料還元に関する科目の設置

(2) 一般社団法人日本民間放送連盟

総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」 ご説明資料

2020年9月15日

一般社団法人 日本民間放送連盟

NHK経営計画(2021-2023年度)案について

■ NHK経営計画(2021-2023年度)(案)に対する民放連意見(抜粋)

当連盟はこれまで、特殊法人であるNHKは業務・受信料・ガバナンスを一体的に改革していくべきだとする、いわゆる“三位一体改革”に賛意を示してきました。あわせてNHKに対しては、国民・視聴者の目線に立ったコスト意識の徹底、公共放送の使命に照らした業務の精査、民間といたずらに競合しない節度をもった事業運営などを求めてきました。

NHKが策定する中期経営計画には、激変するメディア環境を踏まえて、自らの価値をどのように維持・発展させて、国民・視聴者に奉仕していくのかという全体像を示すことが求められています。

本計画案は、放送メディアを整理・削減してインターネットの活用を拡大する姿勢をわかりやすく打ち出す一方で、同時に語られるべき多くの課題について具体的な考え方や取り組みが十分に示されていません。受信料水準・体系、公共放送が担うべき業務範囲、それに相応しい事業規模、公平で効率的な受信料徴収、子会社等の在り方を含めたグループ経営改革など課題は山積です。自らの将来像を国民・視聴者に丁寧に説明するとともに、課題を直視し、抜本的な改革を着実に進めることを期待します。

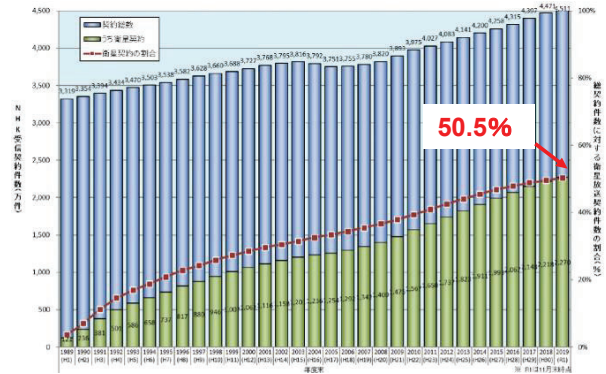
受信料水準・体系について(1)

- 地上・BS・CSの3波共用受信機と対応アンテナ等の普及により、意図せずに衛星放送の受信環境が整い、衛星付加受信料の支払が求められる「受動受信問題」が顕在化している。
- 受信契約全体に占める衛星契約の割合は50%を超え、一部の視聴者に対するプレミアムサービスとはもはや言えない。

<「受動受信問題」は解決が急がれる課題>



<衛星契約の割合はいまや受信契約の50%超>



出典:「公共放送の在り方に関する検討分科会」第1回会合(2020.4.17)配付資料

【参考】受信料制度の在り方に関する論点(案) (「公共放送の在り方に関する検討分科会」第4回会合(2020.6.26)配付資料)

- ・ 衛星契約数が増加しつつある一方で、衛星付加受信料の額は950円程度(税込)のみであり、割高感につながっているのではないか。

受信料水準・体系について(2)

- さまざまな動画配信サービスが普及する環境下において、衛星契約を含めた現行の受信料水準は、特に収入の少ない若年層にとっては過重な負担となっている可能性がある。
- 少なくとも「今回の計画期間中に受信料水準・体系の見直しを行う」ことを明記し、一層の構造改革の推進や営業経費の削減をはじめ、その具体化を進めるべきである。

<NHK受信料と主な動画配信サービス>

※「公共放送の在り方に関する検討分科会」第2回会合(2020.5.22) 民放連配付資料から再掲

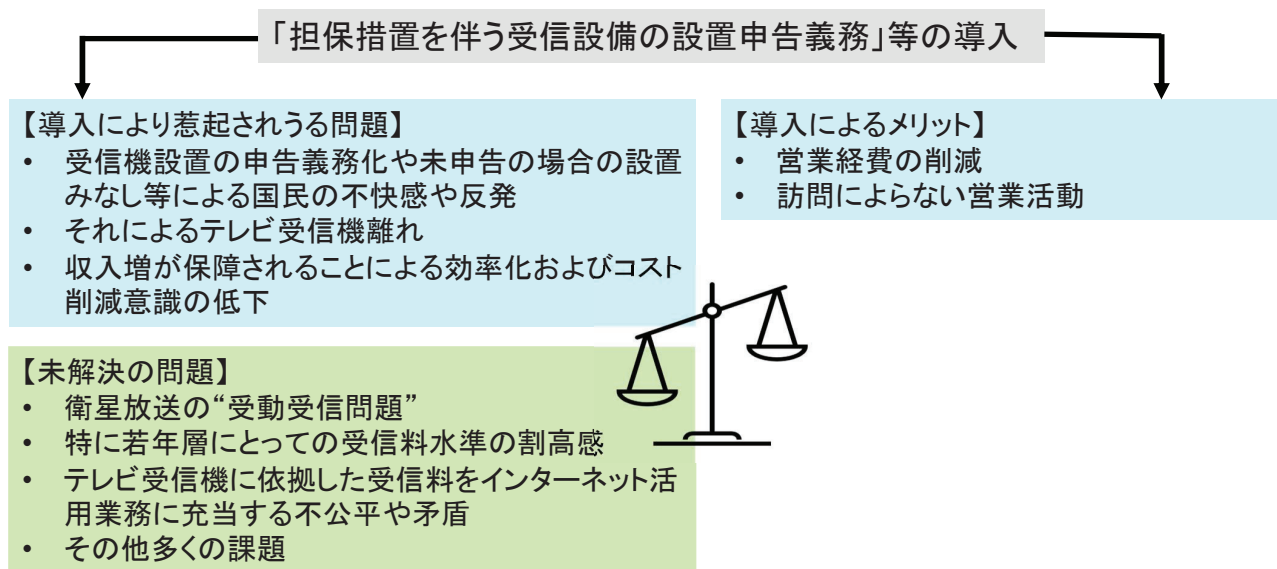
サービス	NHK衛星受信料	Netflix	NHK地上受信料	Hulu	Paravi	FODプレミアム	TERASA	Amazonプライムビデオ	YouTube	AbemaTV
月額(税込)	2,230円	1,320円	1,260円	1,026円	1,017円	976円	618円	500円	広告付無料	広告付無料
年額(注)	26,760円	15,840円	15,120円	12,312円	12,204円	11,712円	7,416円	6,000円		
備考	地上契約含む	上記はスタンダードプラン(HD画質、同時2アクセス) ベーシックプランは月額380円(SD画質、同時1アクセス)、 プレミアムプランは月額1,980円(4K画質、同時4アクセス)				定額の雑誌、 漫画サービスを含む		速達録音、 定額の音楽書籍サービスを含む	YouTubeプレミアム(月額1,180円〜)プランあり	ABEMAプレミアム(月額960円)プランあり

(注)年額は月額(税込)に12を乗じた金額。一括払いなどによる割引は考慮していない。

※各社ウェブサイトから民放連事務局作成

「担保措置を伴う受信設備の設置申告義務」等の導入について

- 「担保措置を伴う受信設備の設置申告義務の導入」は、受信料の支払率向上や営業経費の削減という個別の課題に部分的に対処する観点からは一つの考え方であるかもしれないが、一層の「テレビ離れ」を誘発しかねない点で懸念が大きい。
- 個別の課題への部分的対処ではなく、三位一体改革の全体像を示したうえで、国民・視聴者の目線に立って議論が行われることが重要である。



インターネット活用業務のあり方について

■ NHK経営計画(2021－2023年度)(案)に対する民放連意見(抜粋)

NHKは2018－2020年度経営計画で「公共メディア」への進化という方針を掲げましたが、「放送を太い幹としつつ、インターネットも活用し」と、放送とインターネット活用業務の位置づけが明確でした。しかしながら、本計画案は、「コンテンツを、合理的なコストにより最適な媒体(地上波・衛星波・インターネット)で提供する」としており、放送とインターネット活用を横並びに位置付けています。こうした記述は、放送波というプラットフォームの将来像を示すことなく、なし崩し的にインターネットにその重心を移行していく姿勢を示すものと考えます。

インターネット空間には、多様な民間事業者が既にプレイヤーとして存在します。NHKは特殊法人である以上、民間事業者が収支を勘案しながら市場競争を行っている分野で業務を展開する際は、常に民業を圧迫するリスクをはらむことを意識する必要があります。その最たる例であるインターネット分野でどのような役割を果たそうとするのか、NHKは速やかに自らの考え方を明らかにすべきです。そのうえで、国民・視聴者の公平負担のあり方、言論・情報流通の多様性への影響をはじめ、多角的な観点から国民的議論が行われるべきと考えます。

放送を支えるための受信料財源をインターネット活用業務に安易に注ぎ込むことは、国民・視聴者の受信料負担に対する不公平感の増大にもつながりかねません。インターネット活用業務実施費用を抑制的に管理する方法について具体的に記載し、速やかに実行に移すべきと考えます。

放送文化の向上と放送全体の発展に向けて

- 日本の放送は、公共放送と民間放送の二元体制のもと、それぞれが強みを発揮するとともに相互に補完しながら、放送文化を向上させ発展し、国民全体の福祉に奉仕してきた。

受信契約締結承諾等請求事件に関する最高裁判決（2017年12月6日）

（～前略～）公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立ての体制を採ることにした（～後略～）。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する社会・経済活動の制約により、民放事業者の経営にも影響が生じている。厳しい環境においても、地域に根差した情報発信や地域社会の維持・発展など、民放事業者がその社会的役割を果たし続けるため、NHKには放送全体の発展に寄与する取り組みを一層進め、民放事業者との協力関係を深めていただくことが重要である。
- 受信料制度のあり方の検討にあたっては、日本の放送が公共放送と民間放送の二元体制で発展してきたことを踏まえ、放送全体の発展のためにどのように受信料が使われるべきかという視点で議論いただくことを期待する。

総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」 ご説明資料

2020年11月9日

一般社団法人 日本民間放送連盟

受信料制度がNHKと視聴者との契約により成り立っていることを踏まえ、新たな制度の検討にあたっては、国民・視聴者の視点に立って納得感があるか、受容されるかという点が、最も重要な判断基準である。

■ 「公共放送の在り方に関する検討分科会」第8回会合(2020年9月15日)議事要旨抜粋

【永原民放連専務理事】

確かに、支払い率の向上は公平性の観点から重要な論点です。また、営業経費が高止まりしていることも大変問題であると思います。しかし、その是正のためにテレビを設置した人に設置申告義務を課したり、未申告を原則徴収対象としたりすれば、ますます「だったらテレビは要らない」という人が増えてしまうことを強く恐れます。

部分最適、全体最適という言葉があります。部分的な一部の利益を追求しても、そのことが結果的に全体の利益を損なってしまうケースがある。だから企業や組織は全体の利益の最適化を追求しなければならないという考え方です。

こうした制度の導入は部分最適の典型例ではないでしょうか。受信料の支払い率向上や営業経費の削減という部分的な利益を追求するあまり、テレビ離れを推し進めてしまう可能性がある。全体の利益を損ねてしまう可能性がある。そのようなことはやめるべきだと思います。導入した場合の国民・視聴者の不快感や反発、それに伴っての一層のテレビ離れの可能性、そして受動受信問題の解消や適正な受信料水準への引下げが全く手つかずのままであることを思えば、得られるメリットとしててんびんにかけて考えても、部分最適を追求する危うさをご理解いただけるのではないのでしょうか。

■ 受信契約締結承諾等請求事件に関する最高裁判決(2017年12月6日)抜粋

放送法による二本立て体制の下での公共放送を担う原告の財政的基盤を安定的に確保するためには、基本的には、原告(NHK)が、受信設備設置者に対し、同法に定められた原告の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい。

受信設備の設置届出義務等が国民・視聴者に納得感をもって受容されるためには、現行の受信料水準・体系を抜本的に見直し、受信料水準が相当程度引き下げられることが重要な要素の一つではないか。

■「公共放送の在り方に関する検討分科会」第2回会合(2020年5月22日)議事要旨抜粋

【永原民放連専務理事】

国税庁のデータによりますと、20歳から24歳の平均年収は262万円、25歳から29歳の平均年収は361万円という水準だそうです。そこから所得税や住民税、住居費、光熱費、さらにスマホの携帯料金といった生活に不可欠な支出が差し引かれるわけです。しかも、若い人は親元から独立して、アパートや賃貸マンションで暮らしているケースが、ほとんどだと思います。どこも今は三波共用アンテナでしょうから、テレビを買えば、衛星波含めた月額2,230円の受信料を払ってくださいと言われてしまうわけです。そうしますと、テレビでなくても、ネット動画で十分満足という理由も多いかとは思いますが、受信料が高いという理由で、テレビは要らない、スマホで十分と考える若い人も少なくないのではないかと危惧しているところがございます。

■「公共放送の在り方に関する検討分科会」第8回会合(2020年9月15日)議事要旨抜粋

【永原民放連専務理事】

しかも5月のヒアリングで指摘した2つ目の課題も考慮すれば、受動受信問題の解消に向けた見直しは待たなしです。2つ目の課題とは、様々な動画配信サービスが普及する環境下において、衛星契約を含めた現行の受信料水準は特に収入の少ない若年層にとって過重な負担ではないかという点です。

NHKの営業活動(戸別訪問)について多くの苦情が消費生活センター等に寄せられている。ネットやSNS上では、訪問員とのトラブルなどに関する記載も散見される。

行き過ぎた営業活動の是正も、NHKに対する国民・視聴者の信頼を確保・向上させるための重要な要素の一つではないか。

■衆議院・総務委員会(2020年3月17日)議事録抜粋

【國重 徹 委員(公明党)】

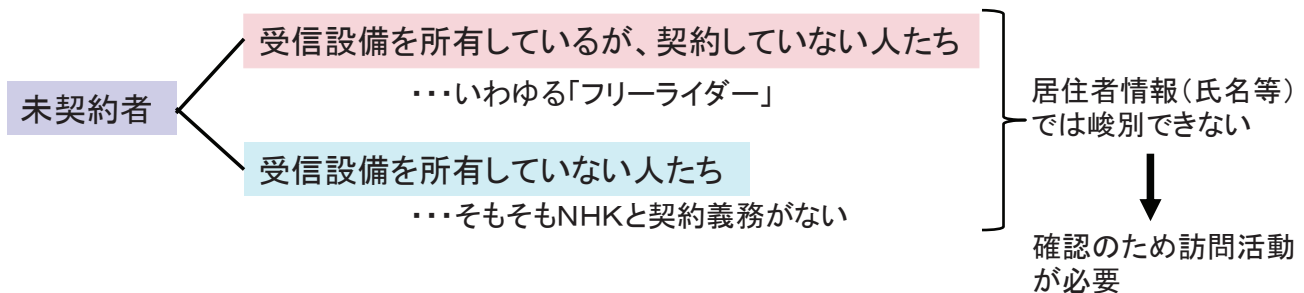
一般のNHK予算等に対する総務大臣意見の中におきまして、受信料契約などの手続をする訪問員に対する苦情が、2018年度で約3万7千件NHKふれあいセンターに寄せられたとの指摘がありました。同じく2018年度に全国の消費生活センターに寄せられたNHK関連の相談は8124件。これは、一つの企業に対する苦情としては非常に数が多いです。その中には、女性の単身世帯に深夜に訪問する、訪問員が名前や訪問目的を言わない、土足で上がり込む、これはひどいんじゃないかと思われるものも数多くあります。

受信料徴収は、一般の勧誘などとは性質が異なりまして、特定商取引法の適用外ともなっております。ただ、だからといって、何でもしたらいいわけではなくて、一定の節度を持って訪問活動するのは当然のことでありまして、自主ルールを定めて、それを徹底し、実際の勧誘にまずいところがないのか、訪問活動にまずいところがないのかとしっかりチェックをして、見直しを行う必要があります。

NHKは、この受信料徴収の苦情についてどう認識しているのか、そして、それを踏まえて今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

受信設備の設置届出義務や居住者情報の照会制度の導入のみで訪問活動の大幅な削減につながるとは考えにくい。

「持っていない」ことを証明することはきわめて困難。受信設備を所有していない方にとっては大きな心理的ストレスになり得る。



「受信設備」には、テレビだけでなく、ワンセグ機能付きのスマートフォン・携帯電話、チューナー付きのカーナビも含まれる。



国民・視聴者の理解が醸成されないまま届出義務等が導入されれば、国民生活に大きな混乱を招きかねない。議論が十分に深まっていない中での導入は時期尚早である。

受信設備の設置届出義務等を導入しなくとも、業務を抜本的に見直すことにより受信料水準を相当程度引き下げることが可能ではないか。

■ 「公共放送の在り方に関する検討分科会」第9回会合(2020年9月30日)議事要旨抜粋

【前田NHK会長】 計画期間中の収支では、事業収入は受信料の値下げや新型コロナウイルスの影響などにより、大幅な減収を想定しております。事業支出は2022年度までに6,000億円台の規模に抑える予定です。構造改革により、3年間で630億円規模の大幅な支出削減を行い、その一方で、重点投資先には3年間で130億円規模の投資を行い、めりはりをつけて対応したいと思っております。



削減額500億円(630億円－130億円)は受信料引き下げの原資になりうるのではないか。500億円を受信契約数4,212万件(2019年度末)で割れば、年額で約1,200円弱に相当する。さらに、衛星契約・地上契約の一本化により、一層の引き下げの余地があるのではないか。

行き過ぎた訪問活動の是正は、NHKへの信頼確保のため不可欠であり、設置届出義務等を導入しなくても可能である。

例) 総務省と消費者庁の連携強化によるチェック体制の確立、悪質ケースの公表

NHKに対しては、グループ全体のガバナンスを向上させ、国民・視聴者の目線に立ったコスト意識の徹底、公共放送の使命に照らした業務の精査、民間といたずらに競合しない節度をもった事業運営が行われることを求めている。

中間持株会社の設置に対し、組織の階層が一つ増えることへの懸念も示されている。

NHKグループ全体のガバナンスが一層向上し、上記の成果が得られるか注視していきたい。事後の検証も不可欠である。

■NHK経営計画(2021－2023年度)(案)に対する民放連意見(抜粋)

当連盟はこれまで、特殊法人であるNHKは業務・受信料・ガバナンスを一体的に改革していくべきだとする、いわゆる“三位一体改革”に賛意を示してきました。あわせてNHKに対しては、国民・視聴者の目線に立ったコスト意識の徹底、公共放送の使命に照らした業務の精査、民間といたずらに競合しない節度をもった事業運営などを求めてきました。

子会社等のNHKグループ全体の役割分担のゼロベースでの見直しや、高止まりしている随意契約の是正など、グループ改革の全体像およびそれを実現するための具体的な取り組みが明示されなかったのは不十分です。なお、NHKグループとして、NHK本体でできないことを子会社等が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先するような事業運営は厳に慎むべきです。

■「公共放送の在り方に関する検討分科会」第10回会合(2020年10月16日)構成員発言

- ・ 中間持株会社を介在させると、組織の階層が1つ増え、逆に全体が見えづらくなる懸念や、NHK本体から孫会社へのガバナンスがより間接的になり、意思疎通が疎遠になる恐れがないだろうか。
- ・ 中間持株会社というもう1つの階層を設けたときのコストがどうなるのかを明確にしない限りは、簡単にこの制度整備には乗れない。

■ 設置届出義務等に関する民放各社の発言

日本テレビの小杉善信社長は26日の定例会見で、テレビを設置した際のNHKへの届け出を義務化する放送法改正をNHKが要望した件について、「テレビ離れに拍車をかけるようなことになってはいけない」と懸念を表明した。(～途中略～) こうした届け出や照会制度に対し、小杉社長は、「視聴者には心理的なハードルがある」と指摘。「(総務省の有識者会議で)有識者の反対の意見が多かったと聞いているが、注視していかないといけないことだ」と話した。【「産経ニュース」10月26日付記事】

テレビ朝日の藤ノ木正哉専務は27日の定例記者会見で、NHKがテレビを設置した際の届け出を義務化するよう放送法改正を求めている問題について、「NHKが考えたり、やることなので私たちがお話しすることではないと思う」としたうえで、「テレビを持っていない人に設置をしていない届け出を義務付けるというのは、果たして国民の皆さんが納得して応じてくれるものなのかなという思いがした」と述べた。(～以下略)【「産経ニュース」10月27日付記事】

TBSの佐々木卓社長は28日の定例記者会見で、NHKが実現を求めているテレビ設置の届け出義務化と未契約者らの個人情報照会制度について、「国民・視聴者に十分に理解していただき、納得していただくことが大事だなと思っている」と述べた。(～途中略～) 佐々木社長は「NHKさんもわれわれ民間放送も、大事なお客さまを減らすことのないよう」というふうには思っている」と話した。【「産経ニュース」10月28日付記事】

テレビ東京の石川一郎社長は29日の定例会見で、NHKが未契約者にテレビの設置届け出を義務化するよう要望したことについて、「視聴者に受け入れてもらえるのか」と疑問を呈した。そのうえで、「テレビを持たない人が届け出ないといけないのは、現実としてどういふことなのか。疑問がつのる展開だ」と述べた。(～以下略)【「産経ニュース」10月29日付記事】

フジテレビの遠藤龍之介社長は30日の定例記者会見で、NHKが実現を求めているテレビ設置の届け出義務化と未契約者らの個人情報照会制度について、「国民から理解を得られ、安心を与えられるよう、しっかり議論して欲しい」と述べた。(～途中略～) 遠藤社長は「そもそもテレビを持つことに対するプレッシャーになってはいけない」と話した。【「産経ニュース」10月30日付記事】

(3) 一般社団法人日本新聞協会

公共放送と受信料制度の在り方に関する 日本新聞協会メディア開発委員会の意見

<基本的な考え方>

当委員会がかねて、NHK 改革の大前提は子会社等を含めたグループ全体を対象に「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革を不可分で進めることであると指摘してきた。しかしながら、NHK は未だ改革の道筋を明らかにしておらず、公共放送として担うべき役割について視聴者・国民の理解が十分得られているとは言えない。NHK が提案する「受信設備の設置届け出義務」や「未契約者氏名等（居住者情報）の照会制度」は提案自体に問題があるうえ、導入を議論できる環境にはない。受信料制度の在り方は、公共放送が担うべき業務範囲の明確化とセットで議論されるべきであり、NHK は公共放送として担う業務範囲を自ら抑制的に規定することを最優先するべきだ。それによって初めて視聴者・国民に転嫁する受信料水準を算出することが可能になり、結果として値下げ等の形で視聴者・国民への還元が可能になる。NHK が今後も自主自律のもと、公共放送としての役割を担っていくためには、まずは自身の改革によって視聴者・国民の理解を得ることが求められる。

以下、具体的な論点について述べる。

<受信設備の設置届け出義務と未契約者氏名等照会制度の導入について>

基本的な考え方で述べた通り、NHK 改革の大前提は業務範囲の明確化である。かつ、標記制度の導入には多くの懸念がある。うち、問題点を2点指摘する。

一つは、NHK の提案が未契約者に届け出義務を課すとした点だ。貴分科会で構成員から指摘があった通り、契約締結義務が生じていない未設置者に届け出を義務付けることは、私法上の権原がないところに義務が発生することになり法的に問題があるのではないか。もう一つは、届け出義務の導入によって受信機の購入が控えられ、「テレビ離れ」を加速させかねないという懸念があることだ。NHK の受信料公平負担を追求した結果、わが国の放送文化そのものが棄損されるとすれば、本末転倒だと言わざるを得ない。

<中間持ち株会社の設置について>

グループ改革の姿勢は評価するが、前提として子会社を含む NHK の業務範囲を明確化することを求めたい。非営利の特殊法人である NHK の子会社・関連団体は、受信料を原資として制作された NHK のコンテンツを使って事業を行っていることに鑑みれば、その役割は NHK のコストセンターであるべきで、かつその業務範囲は NHK 本体業務の枠から逸脱しない範囲にとどまるべきである。公共放送の子会社・関連団体が行う業務として適切か否かを精査し、業務の改廃を進めることがゴールであり、組織改革はこれを達成す

るための有効な手段でなければならない。

この視点から中間持ち株会社設置にはいくつか懸念がある。設置に伴い現在の子会社・関連会社等の株式取得を進めるとすれば、所要の費用を回収できるコスト削減効果が不可欠だが、いずれの金額も明示されていない。また、設置により役職員がどの程度削減でき、どの程度コスト削減できるのかも明らかではない。設置により組織が多層化し、ぶら下がる子会社の情報開示が不透明になったり、屋上屋を重ねることによって無駄が出たりする弊害も考えられる。現行の体制でも合理化等は可能だと考えるが、中間持ち株会社を設置するのであれば、こうした懸念を払拭する仕組みを明示するよう求める。

以 上

(4) 一般社団法人衛星放送協会



一般社団法人

衛星放送協会

Japan Satellite Broadcasting Association

2020年9月15日

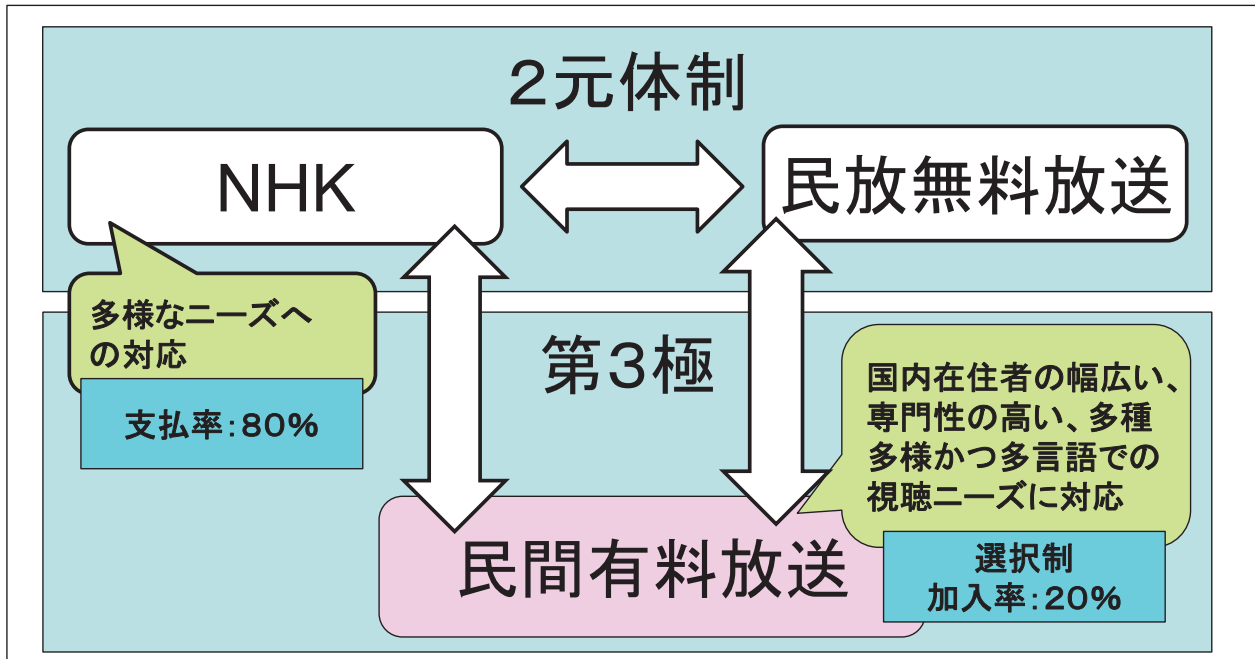
**有料衛星放送事業者/番組供給事業者の
業界団体としてNHKに期待すること:**

**I. NHK経営計画(2021-2023年度)
(案)について**

II. 受信料制度について

1. NHK経営計画(2021-2023年度)(案)について

1. 全般 放送業界全体として視聴者の多様なニーズに応えるため、連携を深めるとともに、得意分野を深耕することが望ましい



1. 全般(続き)

換言すれば民間では採算的に対応、取り組みが困難な部分、分野を中心、重点的に展開いただくことを期待

2. 新時代へのチャレンジ

(1) 「3DやAR、VR、インターネットを活用したコンテンツ配信技術などを活用して、よりリアルな視聴体験をもたらす未来のメディア技術の研究・開発を進める」とありますが、その新しい技術に関しては民間放送事業者にも適切に情報開示され、放送メディア全体の発展に寄与することになることを要望します。

(2)インターネット活用業務について

著作権等の権利処理に関し、現状では多くの課題があるのが実態。当該権利処理の問題解決、簡素化等に向けてNHKには先導的役割と知見の開示、共有を期待。

国民が、放送のインターネット同時再送信を期待している状況から考えれば、理想的には、現状の全ての放送(民間放送・有料放送)の同時再送信が可能になることが望まれる。NHKが中心となってこの問題に取り組んでいただきたい。

3. 保有するメディアの在り方について

右旋の3波を、公共メディアとしての価値を維持しつつ2波への整理・削減を実施することについては、歓迎いたします。

- ・整理・削減の時期を示される際は、視聴者に対する意向調査の内容を開示していただくことを要望します。

3. 保有するメディアの在り方について(続き)

- ・一方で、放送関連業界全体として大きな投資を行った4K放送/左旋放送について、より一層の普及推進に向けて先導的な役割を期待します。
 - 4K映像制作コスト低減に寄与する諸技術実用化とその共有など含む
- ・8Kの今後の展開は、衛星放送全体の問題として捉えるべきと考えます。

受信料制度について

II. 受信料制度について

1. 全般

国内在住者が、より負担の少ない形で、NHKを視聴でき、更に専門性の高い多種多様なジャンルの視聴ニーズを満たす有料放送を視聴しやすい環境を構築するためにも、受信料の低減(特に衛星契約)化を要望する。

【国内在住者が有料衛星放送を受信するために必要な負担額】

NHK受信料	衛星放送メディア	月額 (円)	12か月前払額 (円)
地上契約		1,225	13,650
衛星契約 (地上契約含む)	右旋: BS1, BSP, BS4K 左旋: BS8K	2,170	24,185

※2020年10月からの改定後、口座振替・クレジットカード等継続払の場合



主な民間有料衛星放送サービス	主な商品 (例)	月額 (円)	年額 (円)
スカパー!	基本プラン (11ジャンル50ch) ※下記注参照	3,960 (+基本料429別途)	47,520 (+基本料5,148別途)
WOWOW	3チャンネル	2,530	30,360

※注: 基本プラン以外では1チャンネルから契約可能、かつ多数のセット・パック商品あり

2. 受信料制度

短期的には、出来る限りの経費を減らす方策で対応されることを望む。

長期的には、国民の平等性の観点から、新たな受信料制度(支払率100%)の検討も必要と考える。

3. 衛星付加受信料

衛星付加受信料に関しては、すでにインターネットなどに、実質的な値上げを検討しているのではないかとの批判も出ている。受信料の検討は、必要と考えるが国民の負担の増加につながらないことが前提と考える。



一般社団法人

衛星放送協会

Japan Satellite Broadcasting Association

(5) 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

NHK経営計画（2021-2023年度）（案）に対する意見

2020年9月15日
（一社）日本ケーブルテレビ連盟



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

主な意見項目

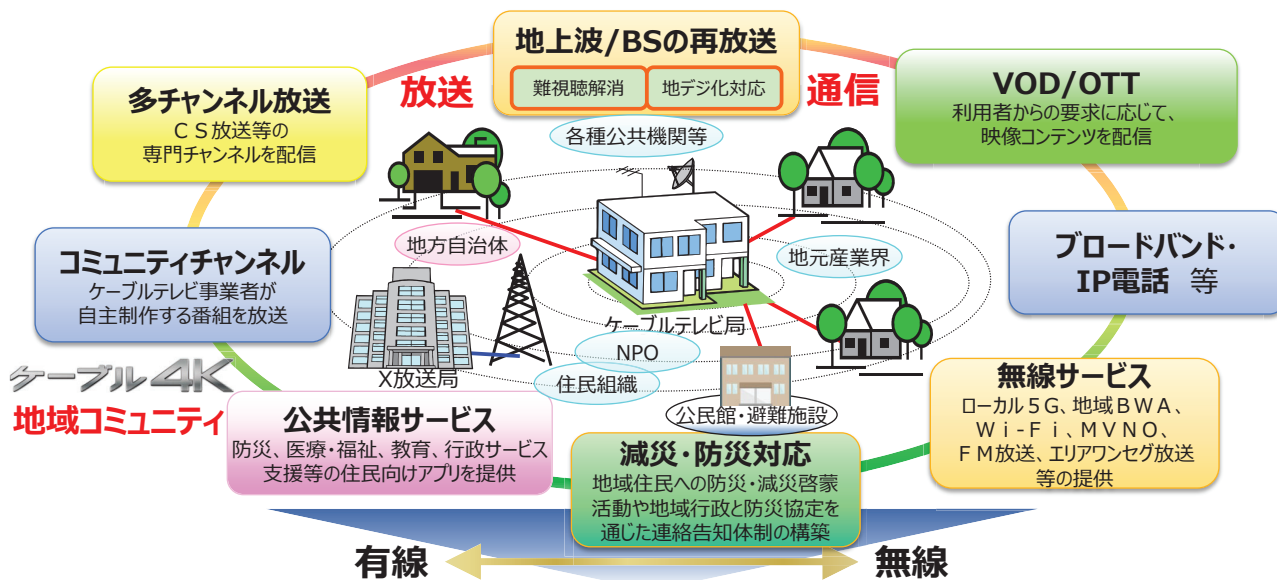
1. ケーブルテレビ業界の概要
2. 衛星右旋3波の整理・削減の段階的实施について
 - (1) 右旋の3波から2波への整理・削減について
 - (2) 将来的に2波を右旋の1波にすることについて
 - (3) 4K化の課題について
 - (4) ケーブルテレビ業界の4K化の取り組みについて
3. その他
 - (1) 8Kについて
 - (2) インターネットについて



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

1. ケーブルテレビ業界の概要

日本のケーブルテレビは発足から約60年、放送・通信など地域に密着した重要な情報通信基盤として発展。コミュニティチャンネルに加え、多チャンネル放送・インターネット・電話・MVNO・無線サービス等も提供。行政と連携して減災・防災情報などを提供するなど地域の安全・安心に貢献。ケーブルテレビサービスは47都道府県において約3,151万世帯（世帯普及率53.8%）が利用。



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

2. 衛星右旋3波の整理・削減の段階的实施について

(1) 右旋の3波から2波への整理・削減について

- 右旋の3波（2K2波、4K1波）は、コンテンツをより効果的に届ける再設計を計画期間内に行い、公共メディアの価値を維持しつつ、2波（2K1波、4K1波）への整理・削減を実施します。

- ケーブルテレビ経由で、NHK-BS 2K放送を視聴しているお客様は約1,200万世帯です。
- 衛星契約の取次業務（団体一括）は、衛星放送の有料化（平成元年、1989年）以降お手伝いしており、団体一括取扱件数は約385万件*の状態にあります。

* : 連盟非加盟事業者を含む



Japan Cable and Telecommunications Association Confidential and Proprietary

(2) 将来的に2波を右旋の1波にすることについて

- ・ 将来的には、4Kの普及など変化するメディア環境を見極め、1波への整理・削減に向けてさらなる検討を、在り方の検討にあたっての前提に則って進めます。

(3) 4K化の課題について

- 4K化の課題については、これまでも当連盟からご説明させていただいており、以下の受信環境整備等に係る課題があります。

新4K8K衛星放送の受信環境整備に関する今後の課題（案）

12

(1) 受信環境整備の推進

- BS右旋の放送番組を視聴するための受信環境は概ね整備されている。
- これに対して、左旋の放送番組を視聴するためにはアンテナ・受信設備の交換等が必要な場合が多く、設備改修が進むには相応の期間が必要。
- 受信環境の左旋対応を推進させるため、官民が連携して、以下の課題に着実に取り組むことが必要。
 - ① 受信設備の改修の促進
改修の必要性や方法等について視聴者の理解を高めるため、周知広報を強化することが必要。また、支援策として衛星放送用受信環境整備事業を継続することも重要。
 - ② 選択肢の増加（他の放送サービスへ移行）
ケーブルテレビや光通信回線へ加入することによる対応を推進するため、視聴方法の選択肢についての周知広報が必要。併せて、ケーブルテレビネットワーク光化を推進する。
 - ③ 簡便な改修方法の開発・普及
プラスチック光ファイバやローカル5Gを活用した放送配信など、簡便な改修方法を新たに確立するため、技術開発・標準化・普及を推進する。

(2) 4Kコンテンツの提供充実

- 視聴者による受信対応設備の購入を促進するためには、魅力ある4Kコンテンツを提供し、需要を喚起することが重要である。
- 4Kチャンネルでしか視聴できないコンテンツなど、4Kコンテンツの質・量の充実が必要。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は対応を加速する好機。

(3) 周知広報の強化・継続的なモニタリングの実施

- 新4K8K衛星放送に対する視聴者の認知度は横ばい。また、受信環境に関する理解度は現状では低い。
- テレビCMや放送番組等、訴求効果の高い方法による周知広報を検討するとともに、定期的な市場調査を通じた、継続的な実態把握が必要。

伝送方式	特 徴	課 題
トラモジ方式	<ul style="list-style-type: none"> 既存の宅内・棟内設備を改修することなく利用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4K-STBの普及 2K-STBから4K-STBへの切り替えが必要 ② 既存サービスでチャンネルを使用しており、空きチャンネルに余裕がなく、再放送を実施できない事業者もある
パススルー方式	<ul style="list-style-type: none"> 4Kチューナー内蔵テレビで直接受信が可能 4K対応テレビでは、4Kチューナー、パススルー対応4KSTB等を接続して視聴可能 既存サービスに影響なく再放送が実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 受信環境に関わる技術的課題 古い宅内・棟内設備では改修が必要な場合がある ※ 改修が必要な集合住宅等に対しては、改修経費は、基本的には受信者による自己負担であるが、ケーブル事業者が改修費用を負担し、毎月の管理料を頂く方式を提案するなどの対応を行っている場合もある。

(4) ケーブルテレビ業界の4K化の取り組みについて

○ ケーブルテレビにおけるこれまでの取り組み

- 2014年 6月 「チャンネル4K」試験放送をトラモジ方式にて開始
- 2015年12月 ケーブル業界独自全国統一4Kチャンネル「ケーブル4K」本放送をトラモジ方式にて開始
- 2016年12月 BS17chによるBS4K8K試験放送開始に伴い4Kトラモジ方式による再放送を開始
- 2018年12月 BS4K8K放送開局に伴い再放送開始

○ 4K視聴可能世帯数

- 4K-STBを経由して実際に4Kを視聴可能なお客様 : 約98万世帯
- パススルーで家庭まで4Kを伝送しているお客様 : 約384万世帯

3. その他

(1) 8Kについて

- ・ 左旋のBS8Kについては、効率的な番組制作や設備投資の抑制を徹底し、東京オリンピック・パラリンピック後に在り方に関する検討を進めます。

(2) インターネットについて

- ・ 「NHKらしさ」を最適に果たす媒体として、インターネットを適切に活用します。

(NHK会長記者会見より)

- ・ インターネット利活用につきましては、今、2.5%という枠があり、今年NHKプラスを始めるにあたりまして、いろいろな制約がついておりますが、これは今年度限りの限定的な制約だと、私どもは認識しておりまして、来年度以降につきましては、基本的にはインターネット活用はしっかりやっていきたい。

- NHKのインターネット展開については、当連盟としても注視しつつ、OTT等の活用に取り組んでいるところです。

